

平成30年第3回京丹波町議会定例会（第4号）

平成30年 9月26日（水）

開議 午前 9時00分

1 議事日程

- 第 1 会議録署名議員の指名
- 第 2 諸般の報告
- 第 3 諮問第 2号 人権擁護委員候補者の推薦について
- 第 4 議案第61号 京丹波町長等政治倫理条例の制定について
- 第 5 議案第62号 京丹波町職員倫理条例の制定について
- 第 6 議案第63号 京丹波町営住宅の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例の制定について
- 第 7 議案第64号 京丹波町放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定について
- 第 8 議案第65号 平成30年度京丹波町一般会計補正予算（第4号）
- 第 9 議案第66号 平成30年度京丹波町国民健康保険事業特別会計補正予算（第1号）
- 第10 議案第67号 平成30年度京丹波町後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）
- 第11 議案第68号 平成30年度京丹波町介護保険事業特別会計補正予算（第1号）
- 第12 議案第69号 平成30年度京丹波町下水道事業特別会計補正予算（第1号）
- 第13 議案第70号 平成30年度京丹波町水道事業会計補正予算（第1号）
- 第14 認定第 1号 平成29年度京丹波町一般会計歳入歳出決算の認定について
- 第15 認定第 2号 平成29年度京丹波町国民健康保険事業特別会計歳入歳出決算の認定について
- 第16 認定第 3号 平成29年度京丹波町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算の認定について
- 第17 認定第 4号 平成29年度京丹波町介護保険事業特別会計歳入歳出決算の認定について
- 第18 認定第 5号 平成29年度京丹波町下水道事業特別会計歳入歳出決算の認定について

- 第 1 9 認定第 6 号 平成 2 9 年度京丹波町土地取得特別会計歳入歳出決算の認定について
- 第 2 0 認定第 7 号 平成 2 9 年度京丹波町育英資金給付事業特別会計歳入歳出決算の認定について
- 第 2 1 認定第 8 号 平成 2 9 年度京丹波町町営バス運行事業特別会計歳入歳出決算の認定について
- 第 2 2 認定第 9 号 平成 2 9 年度京丹波町須知財産区特別会計歳入歳出決算の認定について
- 第 2 3 認定第 1 0 号 平成 2 9 年度京丹波町高原財産区特別会計歳入歳出決算の認定について
- 第 2 4 認定第 1 1 号 平成 2 9 年度京丹波町桧山財産区特別会計歳入歳出決算の認定について
- 第 2 5 認定第 1 2 号 平成 2 9 年度京丹波町梅田財産区特別会計歳入歳出決算の認定について
- 第 2 6 認定第 1 3 号 平成 2 9 年度京丹波町三ノ宮財産区特別会計歳入歳出決算の認定について
- 第 2 7 認定第 1 4 号 平成 2 9 年度京丹波町質美財産区特別会計歳入歳出決算の認定について
- 第 2 8 認定第 1 5 号 平成 2 9 年度国保京丹波町病院事業会計決算の認定について
- 第 2 9 認定第 1 6 号 平成 2 9 年度京丹波町水道事業会計決算の認定について
- 第 3 0 発議第 2 号 2 0 2 5 年国際博覧会の誘致に関する決議
- 第 3 1 閉会中の継続調査について

2 議会に付議した案件

議事日程のとおり

3 出席議員（16名）

- 1 番 岩 田 恵 一 君
- 2 番 野 口 正 利 君
- 3 番 坂 本 美智代 君
- 4 番 東 まさ子 君

- 5 番 村 山 良 夫 君
- 6 番 谷 山 眞智子 君
- 7 番 西 山 芳 明 君
- 8 番 隅 山 卓 夫 君
- 9 番 森 田 幸 子 君
- 10 番 山 田 均 君
- 11 番 山 下 靖 夫 君
- 12 番 谷 口 勝 巳 君
- 13 番 北 尾 潤 君
- 14 番 梅 原 好 範 君
- 15 番 鈴 木 利 明 君
- 16 番 篠 塚 信 太 郎 君

4 欠席議員（0名）

5 説明のため、地方自治法第121条の規定により出席を求めた者（20名）

- 町 長 太 田 昇 君
- 副 町 長 谷 俊 明 君
- 参 事 伴 田 邦 雄 君
- 総 務 課 長 中 尾 達 也 君
- 監 理 課 長 野 村 雅 浩 君
- 企画政策課長 木 南 哲 也 君
- 税 務 課 長 松 山 征 義 君
- 住 民 課 長 長 澤 誠 君
- 保健福祉課長 大 西 義 弘 君
- 子育て支援課長 津 田 知 美 君
- 医療政策課長 中 川 豊 君
- 農林振興課長 栗 林 英 治 君
- 商工観光課長 山 森 英 二 君
- 土木建築課長 山 内 和 浩 君
- 上下水道課長 十 倉 隆 英 君

会計管理者	久木寿一君
瑞穂支所長	山内善博君
和知支所長	榎川諭君
教育長	松本和久君
教育次長	堂本光浩君

6 欠席執行部（1名）

参事	山田洋之君
----	-------

7 出席事務局職員（2名）

議会事務局長	藤田正則
書記	山口知哉

開議 午前 9時00分

○議長（篠塚信太郎君） 皆さん、おはようございます。

本日は、ご参集いただき、大変ご苦労さまでございます。

ただいまの出席議員は16名であります。

定足数に達しておりますので、平成30年第3回京丹波町議会定例会を再開します。

直ちに本日の会議を開きます。

《日程第1、会議録署名議員の指名》

○議長（篠塚信太郎君） 日程第1、会議録署名議員の指名をします。

会議録署名議員は、会議規則第126条の規定により、13番議員・北尾 潤君、14番議員・梅原好範君を指名します。

《日程第2、諸般の報告》

○議長（篠塚信太郎君） 日程第2、諸般の報告を行います。

9月21日に議会運営委員会が開催され、本定例会最終日の運営等について協議されました。

9月20日には、新庁舎建設特別委員会が開催されました。

本日の本会議に、京丹波町ケーブルテレビの撮影・収録を許可したので報告します。

本日、本会議終了後、全員協議会を開催します。

議員の皆さんには大変ご苦労さまでございますが、よろしく願いをいたします。

山田参事から、災害査定に伴う業務で欠席の届けがありましたので受理しました。

以上で、諸般の報告を終わります。

堂本教育次長。

○教育次長（堂本光浩君） おはようございます。

さきに提出をさせていただきました議案第64号で、一部に誤りがございましたので、おわびをさせていただきますとともに、訂正をお願いするものでございます。

内容的には、本則並びに新旧対照表中、教職員免許法を教育職員免許法に訂正するものでございます。

訂正し、おわびを申し上げます。申しわけございませんでした。

《日程第3、諮問第2号 人権擁護委員候補者の推薦について》

○議長（篠塚信太郎君） 日程第3、諮問第2号 人権擁護委員候補者の推薦についてを議題とします。

これより質疑を行います。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（篠塚信太郎君） これをもって質疑を終結します。

お諮りします。

諮問第2 人権擁護委員候補者の推薦について、原案の推薦者を適任とし答申することにご異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（篠塚信太郎君） ご異議なしと認めます。

よって、諮問第2号は原案の推薦者を適任とし、答申することとします。

《日程第4、議案第61号 京丹波町長等政治倫理条例の制定について》

○議長（篠塚信太郎君） 日程第4、議案第61号 京丹波町長等政治倫理条例の制定についてを議題とします。

これより質疑を行います。

坂本君。

○3番（坂本美智代君） 今回、提案されております京丹波町長等政治倫理条例の制定については、何ら反対するものではないんですけれども、この中の第7条の件で1点お伺いしたいのは、町民の審査請求権です。その中で、第18条に定める選挙権を有する町民の総数の100分の1以上という連署をもってということをやっておりますが、この100分の1という基準はどういうことで100分の1以上とされたのか、その理由をお伺いします。

○議長（篠塚信太郎君） 中尾総務課長。

○総務課長（中尾達也君） まず、この100分の1の基準でございますけれども、自治法の第75条には、監査の請求というものがございまして、監査請求につきましては、50分の1という規定となっております。これに準じて一定の請求者数について規定をさせていただいたものでございまして、そのほか市町の先進の事例等を参考に100分の1というふうに規定をさせていただいたものでございます。

○議長（篠塚信太郎君） 山田君。

○10番（山田 均君） 私もお尋ねしておきたいと思うんですけれども、1つには、第5条になりますが、町の行います請負契約、業務委託契約及び物品売買契約の辞退に努めなければ

ならないということになっておるわけなんです、第5条は、請負契約等に関する遵守事項ということになっております。辞退に努めなければならないということは、努力義務だと思うんですけども、やっぱり京丹波町で起こった事件を1つとして、今回、この条例制定ということになっておりますので、その点からいいますと、努力義務ではなしに辞退をするというようにすべきではないかと思うんですけども、その点についてどういうことで努力義務になっておるのかどうかというのをお尋ねいたします。

それから、第9条ですが、審査会の委員は7名以内として、識見を有する者のうちから町長が委嘱をするということになっておりますが、町長等ですので、町長、副町長、教育長が対象にはなるんですけども、町長に対して審査を求める請求をした場合、その審査会の委員を町長自身が委嘱をするということになりますので、やはりこの条例が制定されて、今後どういう状況のときでも、今の町長ではない場合も当然あるわけでありましたが、当然、恣意的な委嘱が行われないようにすべきだと思うんですけども、その点については、町長が委嘱ということになっておるんですけども、その辺は問題はないということで考えておられるのか、伺っておきたいと思います。

○議長（篠塚信太郎君） 中尾総務課長。

○総務課長（中尾達也君） まず、1点目の第5条の関係でございますけども、努力義務としておりますのは、自由な経済活動の妨げというふうになってまいりますので、そういったことのないように努力義務というふうにさせていただいております。

また、第9条ですけども、審査会の組織なり町長が委嘱というふうになってございます。まず、前段の第8条のところの設置の部分で附属機関としての審査会を設置するというふうになってございまして、その関係もございまして、町長が委嘱をするということで考えております。

なお、審査会の委員につきましては、附属機関として設置をしております公平委員でありましたり、人権擁護委員でありましたり、そういった方の委嘱のほうも想定をしているところでございます。

以上です。

○議長（篠塚信太郎君） 山田君。

○10番（山田 均君） 今、第5条の関係で、自由な経済活動という考え方からということでしたが、丹波地域開発株式会社や道の駅「味夢の里」の契約のこれまでの経過を見て、町民から疑惑だとか批判がされたというのは当然でありますけども、そういう面からすると、どちら側の立場に立つかと。自由な経済活動ということになりますと、企業側が求

めるということになるんですが、町長という立場というのは、権限と権力が集中しておるわけでございますし、国会でもいろいろありますように、指示がなくてもするというようなことも起こっておるわけでございますけども、そういう面では、やはり町長という権限、権力、そういう立場の者が町長としての、そして町民を代表する立場から考えれば、自由な経済活動というのは、当然、規制されるべきだと私は思うんですけども、やっぱりそういう役割と責任があるというように思うんです。そういう点では、町長というのはそういう立場でございますし、職員が京丹波町でも何百人とおるわけでございますので、やっぱりそういう面から言うと、付度というものが働くということも起こっておるわけでございますので、そういう面からしっかりと定めておき辞退をするというようにすべきだと思うんですけども、改めてもう一度伺っておきたいと思います。

それから、審査会の関係なんですけども、当然、町長が委嘱をするということで今ありましたけど、やはりこういう場合には、議会の同意を得て選任するとかそういうようにすべきではないかと。亀岡市の場合は、議長に承認を求めて選任ということにもなっておるわけでございますので、議長の同意を得てですね、そういうことをやっぱりするというのは、京丹波町で起こったいろんな事件からもそういうようにすべきだと思うんですけども、改めてその点についてももう一度伺っておきたいと思います。

○議長（篠塚信太郎君） 中尾総務課長。

○総務課長（中尾達也君） まず、第5条関係でございますけども、この考えの前段としまして、町長におきましては、自治法の第142条のところで兼業禁止という部分がうたわれておりますので、その関係で当然兼業ができないというのが前提となつてございます。その上で、企業等におきましては、先ほど申し上げました自由な経済活動等の妨げになるということで、努力義務というふうにしたところでございます。

また、第9条関係でございますけども、先ほども申し上げましたように、町の附属機関ということで、町長が委嘱するということとしておりますし、近隣の亀岡市さんの例でいきますと、亀岡市さんにおきましては、議員並びに市長等ということで、全体を含めた政治倫理条例となつてございますので、当然、議会の同意も得てというふうに理解をしております。

以上です。

○議長（篠塚信太郎君） 坂本君。

○3番（坂本美智代君） 先ほど第7条の件で課長に答弁いただきまして、監査請求が50分の1、そしてそれに準じてということで、その他の市町の事例も見てということでありますが、審査請求すること自体が大変町民にとってはハードルが高いことでもありますし、その他

の市町の条例という中で、1人で請求できるという市町もあります。事例も参考にされたかとは思いますが、もう少し緩やかなというかそういったことは考えられなかったのか。監査請求50分の1よりも重いものにしたという考えなのかどうか、その点お伺いします。

○議長（篠塚信太郎君） 中尾総務課長。

○総務課長（中尾達也君） 近隣なり先進の市町の例を参考にさせていただいておりますし、本町と同規模の市町等におきましても、100分の1というような運用の仕方をされているところがございますので、そういったところを参考とさせていただいております。

また、1人からというふうに拡充をいたしますと、事務等も煩雑化をするということもありまして、100分の1という形で整理をさせていただいております。

以上です。

○議長（篠塚信太郎君） 山田君。

○10番（山田 均君） 一番基本となる提案理由というのは、町民の信頼を確保するためということで、新聞報道でも丹波地域開発株式会社のそういう問題を1つの問題として、今回の倫理条例というのは立案したということになっておるわけでございますので、やはりなぜああいうことが起こったのかと。今あります職員等の倫理条例では、そういう請負の問題とか、親族の関係とか、条例の中にはあるわけですね。それも今言われるように、努力義務のような形になっておるわけなんですね。だから、解釈の仕方によってできるということがああいう結果を生んでるわけなので、やっぱり条例として、ああいう事件を踏まえて、京丹波町では二度とああいうことを起こさない。こういう立場で私は条例というものはつくるべきだと。そういう面から言うと、この請負契約に関する遵守事項についても、明確にしておくべきだというふうに思いますし、また、今ありました町民の審査請求権についても、事務が煩雑になるとありましたけど、町民の立場からいろんな問題があれば、一定の証拠をつけて提出をしなければならないということになっておりますので、そう簡単にむやみやたらにできるものでもありません。よっぽどのがあった場合にそういうことをされるわけでございますので、やはり100分の1以上というのは非常にハードルが高いわけですし、また、こういう条例があることによって町長等に対する牽制にもつながるんだと思いますし、また町民の知る権利というものも、もっとこの中でしっかり認めていくべきだというふうに思うんですけども、その辺についてどうなのかということ。

審査会についても、それであれば、どういう人を任命するというのを明確にしておくべきだと。やっぱりこういうことになりますと、専門的な弁護士なんかも入れてやるべきだと思

うんですけども、その辺についてはどのように検討されたのか。特に京丹波町の起きた事件を踏まえて、今回こういう条例を制定するというところでございますので、やっぱりそういう点では、そういう起こった事件について、やっぱりしっかりと総括をした上で、こういうことが二度と起こさないという立場で条例はつくっていくべきだと思うんですけども、改めてその点伺っておきます。

○議長（篠塚信太郎君） 中尾総務課長。

○総務課長（中尾達也君） まず、先ほども申しあげましたように、努力義務という形で規定をしております。その前段となりましても、この本条例を制定いたします目的なり、当然、町長の責務、それから倫理基準の遵守といった大もととなります基本的な部分があつての遵守事項というふうになってまいりますので、この点につきましては、前段でそういったところがうたわれておりますので、当然、町長等としましても、そういった辞退がないように努めるというのがまず第一であるというふうに考えておりますので、努力義務という形での整理とさせていただきます。

また、審査会につきましては、先ほども申しあげましたように、委員としまして7名以内ということで細かく規定をしてございませんが、想定しておりますのは公平委員さんなり人権擁護委員さんとか、弁護士さんとか、そういった方を委員として迎えまして、識見の有する方のもとで審査が行われるようにということで制定をさせていただいてるものでございます。

以上です。

○議長（篠塚信太郎君） 村山君。

○5番（村山良夫君） 私もこの条例の解釈について、二、三お聞きしたいと思います。

1つは、第2条の2のところに地方自治法、公職選挙法、それから関係法令を遵守し云々とあるんですが、一部の団体とか組織に有利な対応をすることによって、結果的に選挙に有利な恩恵を受けると思われる行為はこの中に入るのかということをお聞きします。

それから、2つ目は、本条例の第4条第2号ですけど、町民全体の利益をその指針として行動するとは、特定の町民または特定の町民が関係する団体等を町長の個人的利害に関係なく特別扱いをしないということか、その解釈の仕方をお聞きします。

それから、もう1点は、同4条第3号ですけども、請負契約その他の契約となっておりますが、その他の契約とは、使用貸借契約とか、賃貸借契約とか、地上権設定などのこういう契約を言うと思うんですが、すなわち、町が行う全ての契約行為のことか、お聞きをしたいと思います。

それから、4点目に、本議案の提案の1つのきっかけになったのは、道の駅「味夢の里」の入札のことがあろうかと私は思うんですが、過去にこういう疑問を抱くというんですか、町民が不審に思われるような行為があったとしまして、先ほど申しあげました条例等の解釈に抵触している場合、その当人は対応にはならないと思うんですが、その行った契約は本条例に対応するように修正するのか、この点をお聞きしたいと思います。

○議長（篠塚信太郎君） 中尾総務課長。

○総務課長（中尾達也君） まず、第1点目です。第2条第2項ということで、こちらに掲げております地方自治法、あるいは公職選挙法及び関係法令を遵守しということで、当然これらの法律に明記をされております事案というものを想定の上で対応をするものでございます。

それから、第4条第2号ですけれども、こちらにつきましても、政治倫理の基準という部分でもございますので、一定そういう働きかけをすること自体も禁じているものでございます。

それから、第5条関係でございます。請負契約等という等でございますけれども、これにつきましては、町が行います請負契約、それから業務委託契約及び物品売買契約、こちらを指しているものでございます。

4点目に、本条例の制定にあわせまして、遡及しての対応という部分でございますけれども、これに関しましては、本条例を制定して以降の対応というものでございまして、遡及をして適用するという考えは持ってございません。

以上です。

○議長（篠塚信太郎君） 村山君。

○5番（村山良夫君） 今、回答いただいたんですけれども、私が申し上げてたのは、契約のことですけれども、その他の契約というのは第4条第3号のところにありますね。若しくは認可、請負契約その他の契約又は云々とありますが、このその他の契約というのは、町長が行う契約全てなのかどうかということをもう一遍確認しておきたいと思います。

それから、先ほど、常に行ってる契約に関しては、この条例に抵触する可能性があったとしても、それは一切見直さないということなんです、そういうように理解したらいいんですか。今まであることは、この条例では問われないということなんです。

○議長（篠塚信太郎君） 中尾総務課長。

○総務課長（中尾達也君） 第4条第3号にあります請負契約その他の契約でございますけれども、ここに関しましては、請負契約を含めまして、委託契約とか物品売買契約ということで、そういった契約のことを指しているものでございます。

また、この条例の制定に当たりまして、適用の関係でございますけれども、あくまでも条例

制定をもって以降のものに対して適用するという事で整理をさせていただいております。

以上です。

○議長（篠塚信太郎君） 村山君。

○5番（村山良夫君） 今回の町の契約行為というのは、町が行う全ての契約行為というように理解したらよろしいんですか。はっきりした言葉で回答いただきたいと思います。

それから、もう1点は、過去に起きたことは一切問わないということなんですが、例えば、過去に起きたことの契約の更新のときはその対象にならないんですか。

○議長（篠塚信太郎君） 中尾総務課長。

○総務課長（中尾達也君） 請負契約その他の契約というその他でございますけども、全ての契約を指すものでございます。

それから、条例制定に関しまして、制定後ということで、制定前に行われております契約等に関しましては、この条例の対象からは除いております。

以上です。

○議長（篠塚信太郎君） 中尾総務課長。

○総務課長（中尾達也君） 失礼しました。

更新の際につきましては、当然、本条例が適用されるというふうになります。

以上です。

○議長（篠塚信太郎君） 岩田君。

○1番（岩田恵一君） 第9条の関係なんですが、メンバーを明記されなかった理由というのは何かあるのかと思うんですけど、首長がずっと永年末代続くわけではないので、ややもすれば町長が委嘱するということになってますので、都合のよいメンバーを選ぶのではないかなというような疑念も持たれる恐れもあるということから、先ほど、総務課長から弁護士とか、公平委員さんとか、人権擁護委員さん、そういうメンバーで構成していくみたいですけども、首長がかわったらまたそういうメンバーがかわる恐れもあるので、明記されなかった何か理由があるのかということと。

今、3人ぐらいのメンバー構成の名前が出たんですけど、どういう方を構成要員としてしていくのかという、何かお考えがあればお聞かせください。

○議長（篠塚信太郎君） 中尾総務課長。

○総務課長（中尾達也君） 第9条の審査会の組織の関係でございますけども、委員につきましては、7名以内ということで特段の明記をいたしておりません。識見を有する者のうちからということで、町長が委嘱をすることとしておりまして、出てまいります事案等にもより

まして、委員さんの構成が変わるということも1つは想定をしているものでございますけども、一般的には、先ほど申し上げました公平委員さんとか、人権擁護委員さん、弁護士さん、そういったところで委員のほうは構成をしたいということで、現在想定をしているものでございます。

○議長（篠塚信太郎君） 山田君。

○10番（山田 均君） 動議を提出いたします。

今回、議題となっております議案第61号 京丹波町長等政治倫理条例の制定は、第三セクター丹波地域開発株式会社への公金支出問題を受けて立案をしたということになっております。京丹波町の町政史上に残る大きな事件を踏まえて、町長等の政治倫理条例の制定は、権限と権力が集中する為政者としての町長がとるべき当然の対応だと考えます。提案されている条例の第5条の請負契約等に関する遵守事項、第7条の町民の審査請求権、第9条の審査会の組織、この条例の内容が不十分と考え、修正を求める動議を提出するものです。

○4番（東まさ子君） 修正動議に賛成いたします。

○議長（篠塚信太郎君） ただいま、山田 均君から議案第61号について、修正動議が提出されました。この動議は1人以上の賛成がありますので、成立をいたしました。

暫時休憩します。

休憩 午前 9時30分

再開 午前 9時31分

○議長（篠塚信太郎君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

ただいま、議案第61号 京丹波町長等政治倫理条例に対し、山田 均君ほか3名から、お手元に配付のとおり、修正案が提出されました。

お諮りします。

山田 均君ほか3名から提出された修正案を、直ちに議題とすることにご異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（篠塚信太郎君） 異議なしと認めます。

よって、山田 均君ほか3名から提出された修正案を、直ちに議題とすることに決定しました。

発議者の説明を求めます。

山田君。

○10番（山田 均君） それでは、ただいま議題となりました議案第61号 京丹波町長等

政治倫理条例の制定についての修正案について、説明を行います。

今回、提案をされております議案第61号 京丹波町長等政治倫理条例の制定については、定例会での谷山議員の一般質問への答弁や新聞報道にもあるように、第三セクター丹波地域開発株式会社への公金支出問題を受けて立案したことを理由としております。

京丹波町町政史上に残る事件を踏まえた町長等政治倫理条例の制定は、権限と権力が集中する為政者として、町長がとるべき当然の態度だと考えます。そのため、近隣町はもちろん、全国的にも厳しい内容にすべきと考えます。そのときの為政者によって解釈がかえられないように厳格にしておくべきです。先進事例を参考にして、京丹波町では、二度と問題が起きないようにしていく責任が議会にも私たち議員にもあると考えるものであります。

新聞記事を見ますと、町長らが特定の企業、個人などに有利な取り計らいをすることを禁止したり、親族が経営したり、役員を務めたりする企業は町の請負業務委託、物品売買契約を辞退し、第三セクターを除いて指定管理者になることはできないとした内容で報道をしております。権限と権力が集中する為政者として、町長がとるべき態度だと考えますが、しかし、今回、提案されている京丹波町長等政治倫理条例を見ても、第5条の請負契約等に関する遵守事項では、「町長等が役員をし、若しくは実質的に経営に加わっている企業又は町長等、町長等の配偶者若しくは町長等の二親等以内の親族が経営する企業は、本町が行う請負契約、業務委託契約及び物品売買契約の辞退に努めなければならない。」となっております。これでは努力義務に過ぎません。本町が行う請負契約、業務委託契約及び物品売買契約を辞退をし、町民に疑惑の念を生じさせないように努めなければならないとすべきと考えられるものであります。そして、前項に規定をしている実質的に経営に加わっている企業とは、どういう場合かも明示すべきと考えます。

以下、3点が必要と考えます。

- 1つは、町長等が資本金その他これに類するものを出資している企業。
- 2項、町長等が報酬（顧問料等その名目を問わない）を受領している企業。
- 3項としては、町長等がその経営方針に関与している企業。

と立場をはっきりさせておくべきと考えるものであります。

また、前項に該当する町長等は、町民に疑惑の念を生じさせないために、責任を持って関係者、または関係企業の辞退届を提出しなければならないと明確にしておくべきと考えます。

そして、前項の辞退届は、町長等は任期開始の日、もしくは新たに第1項に規定する関係する企業との間に生じた日から30日以内に町長に提出するものとしておくべきと考えます。

また、町長は、前項の規定による辞退届の提出状況を速やかに公表しなければならない。

本町が行う請負契約、業務委託契約及び物品売買契約への辞退届の提出を加えるべきと考えるものであります。

第7条の町民の審査請求権については、「町長は、町長等が第4条に規定する政治倫理基準に違反する疑いがあると認められるときは、これを証する資料を添えて、地方自治法第18条に定める選挙権を有する町民の総数の100分の1以上」、有権者でいいますと、128人以上「の者の連署をもって、町長に審査を請求することができる。」ということになっております。町民が審査請求を求める場合のハードルが高過ぎます。政治倫理基準に違反する疑いがあると認められるときは、これを証する資料を添えて請求しなければなりませんので、誰もが簡単にむやみに審査請求はできません。また、町長等への牽制にもなりません。町民が1人以上でも審査を請求することができるようにすべきです。審査請求は、町民の100分の1以上の高いハードルでは、政治倫理への姿勢が問われると考えます。また、情報公開、町民の知る権利という面からも、当然、そういう内容にすべきと考えるものであります。

第9条の審査会の組織では、「審査会の委員は7名以内とし、識見を有する者のうちから、町長が委嘱する。」としてますが、町長に対して審査を求めるのに町長だけが委嘱するので、恣意的な委嘱が行われる場合も考えるべきです。審査会の委員は、議会の同意を得て選任するようにすべきです。また、委員は、専門知識を有する者2名、選挙権を有する町民5名を明確にしておくべきと考えます。今、スポーツ界を中心に問題が起こり、第三者委員会を設置して調査が行われておりますが、疑惑を持たれたらみずからが第三者委員会などに調査を求めるのは、権力と権限が集中する為政者のあるべき姿だと考えます。社会的に見ても町長だけの権限で行う委嘱では不十分であることは明らかです。

こうした理由から、修正案を提出するものであります。

今、配付をされております表題を読んでいきたいと思っております。

平成30年9月26日、京丹波町議会議長 篠塚信太郎様

発議者 京丹波町議会議員 山田 均

賛成者として、東まさ子、坂本美智代、谷山眞智子の3名の議員でございます。

議案第61号 京丹波町長等政治倫理条例に対する修正動議

上記の動議を、地方自治法第115条3及び会議規則第17条第2項の規定により別紙の修正案を添えて提出します。

裏面を見ていただいて、修正案の内容でございます。

第5条中「本町が行う請負契約、業務委託契約及び物品売買契約の辞退に努めなければな

らない。」を「本町が行う請負契約、業務委託契約及び物品売買契約を辞退し、町民に疑惑の念を生じさせないように努めなければならない。」に改め、同条第1項の次に次の第4項を加える。

2 前項に規定する実質的に経営に加わっている企業とは、次の各号に掲げるものをいう。

(1) 町長等が資本金その他これに類するものを出資している企業

(2) 町長等が報酬（顧問料等その名目を問わない。）を受領している企業

(3) 町長等がその経営方針に関与している企業

3 前2項に該当する町長等は、町民に疑惑の念を生じさせないため、責任を持って関係者又は関係企業の辞退届を提出しなければならない。

4 前項の辞退届は、町長等が任期開始の日又は第1項に規定する関係が企業との間に生じた日から30日以内に、町長に提出するものとする。

5 町長は、第2項の規定による辞退届の提出状況を速やかに公表しなければならない。

第7条中「町民の総数100分の1以上の者の連署」を「町民1人以上の者の署名」に改める。

第9条「審査会の委員は7名以内とし、識見を有する者のうちから町長が委嘱する。」を「審査会の委員は、原則として次の各号に掲げる者とし、町長が議会の同意を得て選任する。」に改め、同条第1項に次の2号を加える。

(1) 社会的人望があり専門知識を有する者 2名

(2) 法第18条に定める選挙権を有する町民 5名

もう1枚のほうは、修正案の対照表で、修正案と原案とを載せております。

下線を引いておりますところが、今回、修正案として提案をしておる内容でございます。

第5条、そして7条、9条というように定めております。

以上、第5条、7条、9条の修正を求める修正案を東まさ子議員、谷山眞智子議員、坂本美智代議員を賛成者として設定するものであります。

十分な審議をいただき、採決いただくようお願いをして、修正案の提案理由といたします。よろしく申し上げます。

○議長（篠塚信太郎君） これより、山田 均君ほか3名から提出された修正案に対する質疑を行います。

村山君。

○5番（村山良夫君） 修正案の第5条の中の2項のところですけども、この3つの要件の中に関係する役員、取締役の項目が入ってないんですけども、取締役に入ってることは全く関

係ないということなんですか。

○議長（篠塚信太郎君） 山田君。

○10番（山田 均君） 取締役ということになりますと、経営方針に関与しているということになりますので、当然そういうものは含まれるというように考えます。

○議長（篠塚信太郎君） これをもって山田 均君ほか3名から提出された修正案に対する質疑を終結します。

これより討論を行います。

最初に、山田 均君ほか3名から提出された修正案に反対者の発言を許可します。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（篠塚信太郎君） 次に、山田 均君ほか3名から提出された修正案に賛成者の発言を許可します。

坂本君。

○3番（坂本美智代君） ただいま提案となっております議案第61号 京丹波町長等政治倫理条例の制定に対する修正案について、賛成の立場で討論を行います。

今回、新たに提出をされました京丹波町長等政治倫理条例の制定については、評価はするものであります。しかし、権力と権限が集中する町長にとって町民から疑いを持たれることがないように、立場をはっきりと明確にするべきであります。

修正案の説明でも述べておりましたが、1つには第5条の請負契約等に関する遵守事項について、努力義務ではなく本町が行う請負契約、業務委託契約及び物品売買契約には辞退し、町民に疑惑の念を生じさせないようにすべきであります。

2つに、第7条の町民の審査請求権です。政治倫理基準に違反する疑いがあると認められたとき、町民総数100分の1以上、約128人以上の連署が必要であります。しかし、町民にとって審査請求すること自体、安易にできることではありません。1人以上でも審査請求ができるようにすることが町民からの疑念を払拭できることになると考えます。また、町民の知る権利を保障すべきです。

3つに、第9条の審査会の組織についてです。委員は、町長が委嘱することとなっておりますが、町長等に対し審査を求めるのに委員を委嘱することは誰が考えてもおかしいことです。当然、議会の同意を得て選任するべきであります。

以上の点を指摘いたしまして、修正案に賛成とします。

○議長（篠塚信太郎君） ほかに討論はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（篠塚信太郎君） これで、山田 均君ほか3名から提出された修正案に対する討論を終わります。

これより、山田 均君ほか3名から提出された議案第61号 京丹波町長等政治倫理条例に対する修正案の採決を行います。

山田 均君ほか3名から提出された修正案に賛成の方は挙手願います。

（少数 挙手）

○議長（篠塚信太郎君） 挙手少数であります。

よって、山田 均君ほか3名から提出された修正案は、否決されました。

これより原案の討論を行います。

最初に、原案に反対者の発言を許可します。

谷山君。

○6番（谷山眞智子君） 議案第61号 京丹波町長等政治倫理条例の制定について、反対討論を述べます。

町長が京丹波町長等政治倫理条例に取り組まれたことについては評価いたします。しかし、審査請求権において、有権者数の100分の1以上の連署が必要と枠をはめています。政治倫理条例の研究者でたくさんの著書を出されている斎藤文男先生は、「審査請求は、情報公開条例の開示請求権や住民監査請求権が1人でも可能なものと同様に知る権利に基づいたものである。条例に選挙権を有する住民の一定数、ないし一定比率の連署請求の条件としている条例もあるが、政治倫理条例の本旨に照らして、法律上、妥当でないばかりか住民の審査請求権を困難にすることにつながり好ましくない。請求権が乱用されないために証明資料の添付が義務づけられており、それで事足りている」と言明されています。私も審査請求権については、国民の基本的権利、すなわち人権の観点から、1人でも可能にするべきであると思います。

よって、議案第61号 京丹波町長等政治倫理条例の制定に反対します。

○議長（篠塚信太郎君） 次に、原案に賛成者の発言を許可します。

山田君。

○10番（山田 均君） ただいま提案になっております議案第61号 京丹波町長等政治倫理条例の制定について、賛成の立場から討論を行います。

先ほど私たち日本共産党議員団とそして谷山議員とで修正案を提出しましたが、非常に残念ですが、賛成4、反対11で否決とされました。

この条例は、第三セクター丹波地域開発株式会社への公金支出問題を受けて立案されたも

のであります。町長が特定の企業、個人などに有利な取り計らいをすることを禁止したり、親族が経営したり、役員を務めたりする企業は、町の請負業務委託、物品売買契約を辞退し第三セクターを除いて指定管理者になることは、権限と権力が集中する為政者として町長がとるべき当然の態度だと思えます。

京丹波町では、丹波地域開発株式会社への公金投入とあわせて、道の駅「味夢の里」の施設建設行為と指定管理者を当時の町長の親族が代表を務める企業と工事契約発注をしました。さらに施設の指定管理者として15年間の契約を行いました。この契約は、職員倫理条例に違反していると厳しく指摘しても、平然と違反をしていないと強弁しました。職員倫理条例の町長等及び職員の遵守事項が第3条で定めております。

内容を見ますと、第3条第2項は、「町長等及び職員は、町民全体の奉仕者として、常に公正な職務の執行に当たるとともに、公共の利益の増進を図るため、職務を遂行しなければならない。」

第3項では、「町長等及び職員は、常に公私の別を明らかにし、その職務又は地位を私的な利益のために用いてはならない。」

第4項では、「事業者等及び自己の職務に利害関係のある者との接触に当たっては、町民の疑惑、不信等を招くような行為をしてはならない。」と条例で定めてあっても、解釈の仕方では親族が代表の会社と公共事業や指定管理者の契約が行われたのです。やってはならないことが解釈次第で行われたのが事実です。二度と同じようなことが繰り返されては絶対になりません。

しかし、今回、提案をされている京丹波町長等政治倫理条例では、先ほども修正案を申し上げましたが、第5条の請負契約等に関する遵守事項では、「町長等が役員をし、若しくは実質的に経営に加わっている企業又は町長等、町長等の配偶者若しくは町長等の二親等以内の親族が経営する企業は、本町が行う請負契約、業務委託契約及び物品売買契約の辞退に努めなければならない。」として努力義務となっております。これでは非常に不十分だと指摘するものであります。やはり町民に疑惑の念を生じさせないようにするべきでありますし、実質的に経営に加わっている企業とはどういうものかというものを明示しておくべきだということを指摘しておくものでございます。

第7条の町民の審査請求権では、政治倫理基準に違反する疑いがあるときは、審査を請求することができるのは選挙権を有する町民の100分の1以上ということになっております。これでは町民が審査請求を求める場合のハードルが高過ぎるということを指摘するものです。審査請求は誰もが簡単むやみにできません。やはり町民の知る権利、そして町長の政治姿勢

が問われるというように考えますので、その点も指摘するものでございます。

第9条の審査会の組織では、審査会の委員は7名以内、識見を有する者ということになっておりますが、やはり町長の恣意的な委嘱が行われないようにしておくべきであります。また、委員についても明確にどういう立場の方を何名というものを明確にしておくべきと考えるものであります。

今、スポーツ界を中心に問題が起こり、第三者委員会を設置して審査が行われるということが報道もされております。やはり疑惑を持たれたらみずからが第三者委員会などに調査を求めると。権力と権限が集中する為政者のあるべき姿だと思います。

提案されている町長等政治倫理条例は、今指摘したように、第5条、7条、9条については不十分な点が多々ありますが、現在の職員倫理条例を廃止して町長等の政治倫理条例を制定することは必要であるという立場から、さきの町長選挙での町長の独断と私物化を許さない判断も示され、その中から今回の政治倫理条例が提案をされたものであることを踏まえて賛成をするものであります。

○議長（篠塚信太郎君） ほかに討論はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（篠塚信太郎君） これで討論を終わります。

これより、議案第61号を採決します。

議案第61号 京丹波町長等政治倫理条例の制定について、原案のとおり決することに賛成の方は挙手願います。

（多数 挙手）

○議長（篠塚信太郎君） 挙手多数であります。

よって、議案第61号は、原案のとおり可決されました。

《日程第5、議案第62号 京丹波町職員倫理条例の制定について》

○議長（篠塚信太郎君） 日程第5、議案第62号 京丹波町職員倫理条例の制定についてを議題とします。

これより質疑を行います。

森田君。

○9番（森田幸子君） 職員倫理条例の制定について、少し質問させていただきます。

「管理職の責務」第6条第2項において、「必要な措置を講じなければならない」とありますが、必要な措置とは具体的にはどのような措置なのか、お聞きいたします。

また、「倫理監督者」第9条第3項においても、「必要な措置を講ずる」とあります。ここで言う必要な措置とはどのような措置なのか、お聞きします。

それと、第11条第3項では、「必要な処分その他の措置を講ずるものとする」とありますが、また、ここで言う措置とはどのような措置なのか、お聞きします。

最後、「職員に違反行為があった場合の措置」として第11条であります。他市町の事例を見てなんですが、職員の職務に係る倫理の保持に関する状況及び職員の職務に係る倫理の保持に関して講じた施策について、議会に報告する文言が入っておりました。本町もこの議会に報告するの文言を入れるべきと考えますが、その点どうでありますか。

それと、職員倫理条例というのは、人間として、また職員として当然なわけでありまして、また、第3条に言われます倫理原則に沿ってこうしたサービスができるのは当然だと思います。私、過去に、2件の町民さんがつらい思いをされた経験がありました。この職員の倫理条例において、ここにおられる管理職の皆様がそういった覚悟があるのか。覚悟を持って対応してこれからは準じていただけるのかどうか、その確認もお伺いいたします。

以上です。

○議長（篠塚信太郎君） 中尾総務課長。

○総務課長（中尾達也君） 条例の処々に出てきております必要な措置でございます。必要な措置というのは、業務改善等の措置でございます。今行われている業務に関しまして、不適切な行動とかそういったものがあった場合に、当然、管理職はその業務の内容を把握する必要があると思いますので、そういったところで必要な措置ということで業務改善等の措置を講じることといたしております。

それから、議会への報告義務という点でございますけども、当然、職員が行いました行為等によりまして、信用を失墜させたりというような部分がございますたら、当然、職員につきましても倫理条例、それから懲戒処分等の措置を講ずる処分をする必要が出てまいりますので、当然そういった場合におきましては、議会への報告責任もあるということでございますので、あえてこちらのほうには明記はしていない状況でございます。

それから、本来の目的でありまして、町民に対しましての信頼を確保をするという部分が大前提となつてございますので、当然、この条例を遵守していただくというのが全ての職員に対しての当然のことであるというふうに思っておりますので、特にその中で管理職におきましては、その先頭に立って職務を管理執行をするものであるというふうに理解をしております。

以上です。

○議長（篠塚信太郎君） 森田君。

○9番（森田幸子君） 今お答えいただきました。

どのような措置というは業務の改善などそういうような文言をつけられなかった理由と。それとまた議会に報告する文言を入れるべきと考えるが、文言を入れなかった理由。それと、最後なんです、当然人としても差別的な職員さんとか業務が来たら、ここにおられる管理職の皆さんが素早い行動をとっていただける覚悟はあるのか、その確認を改めてお伺いいたします。

○議長（篠塚信太郎君） 中尾総務課長。

○総務課長（中尾達也君） 必要な措置の具体的な内容でございますけども、必要な措置ということで、その中に業務改善を初めとしたいろいろな対応策というのは含まれるというふうに思っております、それをあえて列記をすることなく、必要な措置ということにくっつけているところでございまして、具体的には、処々の事案に対応をするべき措置というのはいろいろと出てくるというふうに考えております。

また、議会への報告でございますけども、これにつきましても、当然のことながら速やかに議会へ報告するという義務はあるというふうに思っておりますので、その点につきましても明記する必要もなく、当然のことながら報告すべきものというふうに理解をしております。

それから、管理職の心得という部分でございますけども、この倫理条例に基づいて、当然、職務を執行しておりますし、各職員に対しましても、年2回文書でもって通知をしているという、心がける綱紀の保持等について、しっかりと心がけて対応するようにということで、住民からの信頼を確保するために努力する必要があるということを年2回文書でもって通知もしているところでございます。

以上です。

○議長（篠塚信太郎君） 森田君。

○9番（森田幸子君） 今、お答えいただきましたように、町職員として、町民に信頼ある行動、またサービス業を行っていただけることをお願いいたしまして、私の質問を終わります。

○議長（篠塚信太郎君） 梅原君。

○14番（梅原好範君） 先ほどの理事者等を対象にした条例の制定、また、ただいまの職員を対象にした倫理条例の制定、その内容目的については、常任委員会で十分研究がなされておりました、何ら疑問は持たないところでございますけれども、この職員を対象とした倫理条例の制定については、特に理事者、執行部だけではなく、職員の皆さんの理解と目的の共有は大変重要なファクターになってくるものと思います。ぜひとも理事者、執行部、職員が

一体となってこの条例をよい形で運用していただくことを望むところでございますが、この条例の制定に当たって、組合とはどういう協議がなされているのか、お尋ねいたします。

○議長（篠塚信太郎君） 中尾総務課長。

○総務課長（中尾達也君） 特に組合に対してということで前段で話をしている状況にはございません。当然のことながら、倫理条例につきましても、従前からあったものでもございませぬし、先ほども申し上げましたように、年2回、全職員宛てに通知もさせていただいて、職員としての住民に対する姿勢であったり、そういったものを常に義務づけているというか、認識をしていただくように努めているところでございます。

今回、改めて町長等の政治倫理条例を含めまして、2つの条例を新たに制定をしたということになりますので、これに関しましては、職員組合のほうにも報告をし、また、協力も求めていくということで予定をしております。

以上です。

○議長（篠塚信太郎君） 梅原君。

○14番（梅原好範君） これまでにもこういった対象となる事案が皆無というわけではございません。今回、この条例を制定するに当たって、一番理解していただかなければならない職員の皆さんに、いま一度意識を共有していただいて、今後、この倫理条例が目的に沿ったよりよい運用をされることをお願い申し上げます。

○議長（篠塚信太郎君） 山田君。

○10番（山田 均君） 私もお尋ねしておきたいんですけど、今ありますのは町長等及び職員ということになっておるわけですけども、今回の条例については、職員を対象ということになっておりますが、条例の内容的には基本的には変わらないと思うんですけども、特に職員だけとしたということで、何か現在あります条例との違いといいますか、またどこを強化といいますか、そういう点については、どこが現在の条例と今回提案になっておる条例との違いを1点お尋ねしたいというふうに思います。

今、質問もありましたけども、職員がしっかりこの内容を理解をするというのが一番基本でございませぬけども、今あります条例では、研修という項目を置いておるわけでございます。今回もあるわけでございますけども、先ほど答弁もありましたけども、文書で通知しているんだということでございませぬけども、やっぱり研修ということになれば、やはり職員に対して直接内容について、また起こってる事案なども含めて徹底をするということは私は非常に大事だと思うんです。最低年2回はそういうことをしっかりするということが基本だと思うんですけども、今ある条例の中で、そういうことは実施されてきたのかどうかということと。

今後、新たな条例に基づいてどのような考え方を持っておられるのか、あわせて伺っておきます。

○議長（篠塚信太郎君） 中尾総務課長。

○総務課長（中尾達也君） 今回の職員倫理条例におきまして、従前の職員倫理条例に加えて、新たに加えた部分といいますのは、第5条関係につきましては、「官公庁等の職員との接触到当たっての禁止事項」という部分、さらに詳しくといいますか、細かく明記をさせていただいたものでございます。

また、第7条関係におきましては、これは「町民及び事業者等の責務」という部分でございまして、町長等の政治倫理条例の中でも入っておりましたように、町民側からも職員が公正かつ適正な職務を遂行するために、町民側からも理解なり協力が必要というふうに考えておりますので、町民や事業者等がそういう不当な要求をすることなどをしないように努めていただくというような文言も追加をしているところでございます。

それから、研修にかかわりましてですが、現行条例でも研修という部分は明記をしておりますし、当然、必要な部分でもあるということで、新たな条例につきましても明記をしたところでございまして、毎年、公務員倫理の研修ということで、全職員を対象とした研修会も実施をしているところでございまして、今後におきましても、継続をしていきたいというふうに考えております。

以上です。

○議長（篠塚信太郎君） 山田君。

○10番（山田 均君） あわせてお尋ねしておきたいんですが、今回の条例の第3条なんですが、「職員が遵守すべき職務に係る倫理原則」ということで定めてあるんですけども、今あります職員の倫理条例の第3条では、町長等も入っておるわけでございますけども、職員の遵守事項ということになっておるわけでございます。新たに職務に係る倫理原則ということをつけ加えるということになっておるわけでございますが、その辺については、現在の条例を踏まえてこういう文章を入れられたと思うんですけども、その辺の趣旨といいますか、それはどういう考え方なのか伺っておきます。

○議長（篠塚信太郎君） 中尾総務課長。

○総務課長（中尾達也君） 第3条関係、「職員が遵守すべき職務に係る倫理原則」ということでございます。現行条例におきましては、「職員の遵守事項」ということで明記をしておりますけども、その内容につきましては、特段目的等が変わるものではないわけですけども、原則というような形で、より踏み込んだ形で明確に記述をしているというところでござい

す。

○議長（篠塚信太郎君） 村山君。

○5番（村山良夫君） この職員の倫理条例、こういうことはしたらあかん。こういうことをしたらあかんとなってるんですけども、私、ちょっと気になりますのは、例えば行政上、執行部等で不正な行為が行われているときの内部告発に対する告発者の身分の保障のことが抜けているような気がするんですが、どこかでそれは保障があるんですか。これは逆に理解をしますと、例えば第6条に関しては、逆に内部告発を制限するというんですか、そういうようにも理解できないことはないので、私は、大事なことは、やはり町長がおっしゃってるように、公正公平な行政をやるためには、内部告発をした人の身分の保障が大事だと思うんですが、この条例の中でつけ加えるということはできないんですか。

○議長（篠塚信太郎君） 中尾総務課長。

○総務課長（中尾達也君） 不正行為に関しまして、内部告発という部分でございますけども、確かにこの条例の中には明記はしていないところでございますけども、公益通報ということで、告発をした者の個人を守るという部分では、別途記述をしているものでございます。

○議長（篠塚信太郎君） 村山君。

○5番（村山良夫君） ちょっと今わかりにくかったんですけど、別途というのはどういう条例があるんですか。

○議長（篠塚信太郎君） 暫時休憩します。

休憩 午前10時18分

再開 午前10時20分

○議長（篠塚信太郎君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

中尾総務課長。

○総務課長（中尾達也君） 失礼しました。

公益通報の関係でございますけども、本町の職員法令遵守推進条例というのがございまして、その第3条のところで公益通報、それから職員の保護という部分を明記をしているところでございます。

以上です。

○議長（篠塚信太郎君） 村山君。

○5番（村山良夫君） その条例、番号を教えてください。

○議長（篠塚信太郎君） 中尾総務課長。

○総務課長（中尾達也君） 町の例規集におきましては、515ページでございます。平成1

9年12月25日、条例第30号となっております。

○議長（篠塚信太郎君） これをもって質疑を終結します。

これより討論を行います。

最初に、原案に反対者の発言を許可します。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（篠塚信太郎君） 次に、原案の賛成者の発言を許可します。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（篠塚信太郎君） これで討論を終わります。

これより議案第62号を採決します。

議案第62号 京丹波町職員倫理条例の制定について、原案のとおり決することに賛成の方は挙手願います。

（全員 挙手）

○議長（篠塚信太郎君） 挙手全員であります。

よって、議案第62号は、原案のとおり可決されました。

《日程第6、議案第63号 京丹波町営住宅の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例の制定について》

○議長（篠塚信太郎君） 日程第6、議案第63号 京丹波町営住宅の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例の制定についてを議題とします。

これより質疑を行います。

山田君。

○10番（山田 均君） 今回、提案になっております町営住宅の条例でございますけれども、特別賃貸住宅として篠原団地6戸を今回条例の中にあります、そこを削るということになっておるんですけども、聞きますと、6戸のうち4戸に入居されておるということでありましたが、その方々は篠原団地の取り壊しということでどのような町としての対応をされたのかということと。

それから、この取り壊しについては、平成30年度のいつ頃を予定されておるのか。当然、更地になりますので、その跡地についてはどのような考え方なのか、あわせて伺っておきます。

○議長（篠塚信太郎君） 山内土木建築課長。

○土木建築課長（山内和浩君） 補足説明でも申しましたが、平成29年10月21日から2

3日にかけて台風21号によりまして、2棟のうちの1棟の屋根の一部が破損したことにより雨漏りが発生しまして、今言われてます全体で6戸あるわけですが、そのうちの2世帯が昨年10月と11月に転居、また転出のほうをされました。残りの2世帯につきましては、平成30年6月に転居のほうをされまして、残っております2戸につきましては、新たな入居募集は行わず、政策空き家として管理のほうをしております。

除却の予定に関しましては、現在、除却に係ります委託契約のほうを進めておまして、委託の設計ができ次第、本年度中に除却のほうをさせていただきたいと考えております。

跡地利用につきましては、今後、行政財産から普通財産というふうに移行していくわけですが、その中で近隣の地元住民の方、また地元区等とも協議をさせていただいて、有効利用をさせていただきたいなというふうを考えております。

以上です。

○議長（篠塚信太郎君） 山田君。

○10番（山田 均君） 台風で傷んだということも含めて、それぞれ現在の団地に入居されていた方は全て転居されておるといってございまして、4世帯の方がどこへ転居されたかと。町営住宅へ新たに入居された方もあろうかと思うんですけども、町営住宅に住んでおられたわけですから、当然そういう相談とかに乗っておったと思うんですけども、4世帯の方がどこへ行かれたかというのが1つと。

それから、例えば町営住宅に入居されたということになりますと、家賃の問題が当然出てくると思うんですけども、篠原団地での家賃は所得にもよりますけども、どのぐらいの家賃であったのかということと。新たに町営住宅等へ入居されたということになれば、どのような対応をされているのか、あわせて伺っておきたいと思っております。新しいところへ行きますと、当然、家賃も高くなるわけですから、負担が大きくなるということになりますと、非常に生活の面からも大変だと思うんですけども、あわせて伺っておきます。

○議長（篠塚信太郎君） 山内土木建築課長。

○土木建築課長（山内和浩君） 6世帯のうち4世帯の方が住んでおられたということで、1世帯につきましては、10月末に若宮団地のほうへ転居のほうをされました。あと2世帯につきましては、エスポワールわち、また大倉団地のほうへ各世帯が6月末日で転居のほうをしておられます。

先ほどありました家賃に関してですが、特別賃貸住宅篠原団地の家賃につきましては、旧町から定額ということで一定の金額となっておりますが、転居されました住宅につきましては、収入に応じまして個々に算定した金額をいただくということになっております。です

が、家賃が上がる方ばかりですので、その対応といたしまして、一定期間の家賃の激変緩和の措置といたしまして、5年間で段階的に家賃のほうを引き上げさせていただくというようなことで対応のほうをさせていただいております。

以上です。

○議長（篠塚信太郎君） 山田君。

○10番（山田 均君） それぞれの団地へ移られたという方もあるようでございますけども、今ありましたように、家賃の問題、当然、上がるということで、5年間の激変緩和ということだと思っておりますけども、世帯の方、代表者を含めてですけど、十分な合意の上で当然そういう処置をされたと思っておりますけども、実際住んでおるところが損傷すると住めなくなるということもあって、転居されたという面もあろうかと思っておりますけども、十分納得をさせていただいて転居されたと、特に家賃の問題については。その辺について改めて伺っておきます。

○議長（篠塚信太郎君） 山内土木建築課長。

○土木建築課長（山内和浩君） 台風後の2棟のうちの1棟につきましては、もう既に雨漏りがしていた関係もございまして、早急に修繕または転居を考えることになっておりまして、1人の方につきましては若宮団地、またもう1人の方につきましては美山に実家があるということで、実家のほうへ帰るということで転出のほうをされました。それにつきましても、修繕等に多大な費用もかかるということで、早急に雨漏りを修繕できないというようなことで、ご相談をさせていただいた中で協議をさせていただいて、転居、転出のほうをさせていただいたということで、もう1棟につきましては、台風で屋根が飛びました同じ構造で築相当の年数を経過しておりますので、今後、修繕等も含めまして、入居されております2世帯の方等ご相談をさせていただいた中で、了解を得て転居ということで、エスポワールわち、また大倉団地のほうへ転居をさせていただいたということで、それに係りましては、家賃の激変緩和のお話もさせていただいて、段階的ではございますが、金額が上がっていくということもご説明させていただいた中でご理解をいただき、転居のほうをされたということになります。家賃につきましては、毎年度の収入調査におきまして、所得の変動がないと仮定した場合でお話をしているわけなので、今後、家賃の変更とかございましたら、その都度見直しをさせていただくということで、その辺もご理解をいただいた中で転居のほうをさせていただいたということです。

以上です。

○議長（篠塚信太郎君） これをもって質疑を終結します。

これより討論を行います。

最初に、原案に反対者の発言を許可します。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(篠塚信太郎君) 次に、原案に賛成者の発言を許可します。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(篠塚信太郎君) これで討論を終わります。

これより議案第63号を採決します。

議案第63号 京丹波町営住宅の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例の制定について、原案のとおり決することに賛成の方は挙手願います。

(全員 挙手)

○議長(篠塚信太郎君) 挙手全員であります。

よって、議案第63号は、原案のとおり可決されました。

《日程第7、議案第64号 京丹波町放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定について》

○議長(篠塚信太郎君) 日程第7、議案第64号 京丹波町放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定についてを議題とします。

これより質疑を行います。

坂本君。

○3番(坂本美智代君) 新旧対照表の中で、「専門職大学の前期課程を修了した者」というのが追加されております。説明の中では、来年の4月1日以降ということですが、この専門職の大学というのは、京都府内では何カ所かあるのかどうか、お伺いします。

○議長(篠塚信太郎君) 堂本教育次長。

○教育次長(堂本光浩君) 専門職大学とは、実践的な職の教育を行う大学ということでございまして、今のところの予定では、平成31年4月に京都で1校開校されるということで聞いてございます。

以上でございます。

○議長(篠塚信太郎君) 東君。

○4番(東まさ子君) (10)のところで、「5年以上の放課後児童健全育成事業に従事した者」ということでなっております。職員さんを採用しやすいように条件を緩和したということですが、現在そういう方はおられるのか。また、研修というか、そういうものを受けておられるのかということが1つお聞きしたいのと。

それから、職員さんの現状は京丹波町ではどうなっているかというのが1つあります。

また、どことも職員さんの確保というのはなかなか大変のように聞いておりました、資格の条件を緩和するのではなしに、やっぱり待遇でよくしていくことが一番根本的なことではないかなというふうに思っておりますが、そういう点についてはどのように考えておられるのか。待遇というのは国の基準というか、そういうものにのっとっているのかどうか、お聞きしておきたいと思います。

○議長（篠塚信太郎君） 堂本教育次長。

○教育次長（堂本光浩君） まず、第10号にかかわりましてですけれども、5年以上ということで、この10号に該当する方は今のところいらっしゃいません。

それから、現在ですけれども、3クラブで17名の職員さんがいらっしゃいます。今、議員さんがおっしゃっていただいたとおり、大体、日に二、三名の指導員さんにお世話になってるんですけれども、なかなかやりくりは難しくございまして、夏季の期間中でも我々職員が補助員に行かせていただいたような状況でございます。大変確保が難しいような状況でございます。その中で待遇改善ということでございますけれども、徹々たるものでございますけれども、10月1日から時間給当たり20円の時間給を上げさせていただくという予定でございます。

以上でございます。

○議長（篠塚信太郎君） これをもって質疑を終結します。

これより討論を行います。

最初に、原案に反対者の発言を許可します。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（篠塚信太郎君） 次に、原案に賛成者の発言を許可します。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（篠塚信太郎君） これで討論を終わります。

これより議案第64号を採決します。

議案第64号 京丹波町放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定について、原案のとおり決することに賛成の方は挙手願います。

（全員 挙手）

○議長（篠塚信太郎君） 挙手全員であります。

よって、議案第64号は、原案のとおり可決されました。

ここで暫時休憩します。10時55分までとします。

休憩 午前10時37分

再開 午前10時55分

○議長（篠塚信太郎君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

《日程第8、議案第65号 平成30年度京丹波町一般会計補正予算（第4号）》

○議長（篠塚信太郎君） 日程第8、議案第65号 平成30年度京丹波町一般会計補正予算（第4号）を議題とします。

これより質疑を行います。

森田君。

○9番（森田幸子君） 2点お伺いいたします。

12ページですが、款3の民生費、障害児通所給付費等事業の内容をお聞きしますのと。

16ページの目2の林業振興費、美しい森林づくり基盤整備交付金事業の内容をお聞きします。

○議長（篠塚信太郎君） 大西保健福祉課長。

○保健福祉課長（大西義弘君） 12ページの民生費の中の障害児通所給付費等事業でございます。これにつきましては、平成29年度の障害児通所国庫負担金の超過交付分の返還金ということになります。具体的に申しますと、ほかのデイサービスとか児童発達支援、障害児相談支援等に係ります返還金でございます。

以上です。

○議長（篠塚信太郎君） 栗林農林振興課長。

○農林振興課長（栗林英治君） 16ページの美しい森林づくり基盤整備交付金事業でございますけれども、こちらの事業につきましては、切り捨て間伐を行うものでございまして、搬出のできない山間の地域の間伐を行って、森林保全につなげるものでございます。今回の補正につきましては、事業面積を減少させたことから減額としておるものでございます。

以上でございます。

○議長（篠塚信太郎君） 森田君。

○9番（森田幸子君） 12ページの障害児通所給付費のデイサービスとかが減った何か要因があればお聞かせ願いたいと思います。

そして、森林づくりの面積が減ったと言われますが、どういうことで減ったのかということがわかれば教えていただきたいと思います。

○議長（篠塚信太郎君） 大西保健福祉課長。

○保健福祉課長（大西義弘君） 全体の人数としてはそんな大きな変動はございません。ただ、以前から申してますように、障害ということがございますので、例えば毎日通所できなかつたりとか、体調でお休みをされるというようなことがございますので、そういったあたりからでございます。

また、新規に申請等がある場合も予測しまして、若干の余裕を持たせていただいているところでございますけれども、そういったあたりが実際には利用がなかった等の理由でございます。以上です。

○議長（篠塚信太郎君） 栗林農林振興課長。

○農林振興課長（栗林英治君） 今回の事業量の減少でございますけれども、実施をいただきます森林組合等の事業量のことから、当初計画をしておりました事業面積が達成できないということで、今回、事業量を減らしたところでございます。

○議長（篠塚信太郎君） 坂本君。

○3番（坂本美智代君） 11ページの民生費の中の社会福祉総務費で、扶助費で福祉避難所扶助費というのが15万円上がっておりますが、その施設は何カ所かと。また、その内容はこういったことに出されるのか、お伺いしたいのと。

それと、12ページの民生費の保育所費なんですけれども、人件費が171万7,000円、特に給料の面で一般職給料が336万円というのが減額になっております。その要因と。

また、衛生費で13ページ、これも人件費なんですけれども、1,144万1,000円という、一般職のほうも824万1,000円という減額がされているその内容をお伺いしたいのと。

それと、19ページの教育費であります。小学校一般管理事業の中の工事請負費、小学校設備改修工事25万9,000円。またその下の同じく中学校のほうの工事請負費なんですけれども、50万1,000円。こういったことの改修工事となっているのか、お伺いします。

それとあわせて、22ページのこれも教育費であります。学校給食費、賃金は嘱託職員賃金332万2,000円、これも減額となっておりますが、その理由をお伺いしたいと思います。

以上です。

○議長（篠塚信太郎君） 大西保健福祉課長。

○保健福祉課長（大西義弘君）　まず、民生費の扶助費の関係で、福祉避難所の関係でございます。福祉避難所につきましては、災害等の発生時におきまして、身体等の状況で通常の避難所の避難が困難な要援護者の方などを対象といたしまして、町内のそれぞれ入所なりをいただける法人等と協定を結びまして、そちらのほうに入らせていただいているというようなことでございます。

具体的に申し上げますと、丹波桜梅園さん、丹波高原荘さん、瑞穂山彦苑さん、同じく山彦会の金木犀さん、長老苑さん、そして丹波笠次病院さんのほうとそれぞれ協定のほうを、平成25年に締結をさせていただいてるところでございます。

それと、この扶助費につきましては、過日の臨時会のほうでも専決でお世話になったところでございます。そのとき7月豪雨を中心に専決をさせていただいて、その後の台風等の見込みから過去の実績等も見て予算計上のほうをさせていただいたところでございます。

以上です。

○議長（篠塚信太郎君）　津田子育て支援課長。

○子育て支援課長（津田知美君）　保育所費の人件費、一般職の給料の減額ですけれども、育児休業を取得しました職員分でございます。

以上です。

○議長（篠塚信太郎君）　中尾総務課長。

○総務課長（中尾達也君）　13ページの衛生費の関係の人件費の減額でございますが、年度当初におきましては、職員16名ということで予定をしておりましたが、現行におきましては13名ということで、3名の職員の減となっております、それに係ります減額でございます。

○議長（篠塚信太郎君）　堂本教育次長。

○教育次長（堂本光浩君）　19ページの小学校費なり中学校費に係ります工事請負費、小学校であれば小学校整備改修工事ですけれども、竹野、下山、和知、いずれも自動火災報知設備の取りかえ工事ということでございます。中学校に関しましても、同じく自動火災報知機の取りかえということで、これに関しましては、蒲生野中学校、和知中学校を予定をしております。

それから、22ページの学校給食に係ります嘱託職員の賃金の部分でありますけれども、当初、調理にかかわります嘱託職員さんということで12名を予定しておったんですけれども、なかなか確保できないということで、現時点におきまして2名減となっております。それで精査をさせていただいたものというふうに考えております。

○議長（篠塚信太郎君） 坂本君。

○3番（坂本美智代君） 22ページの給食の嘱託職員の関係であります、12人の予定が10人ということで、この2名減ったということでも賄えるということなのか。現状をちょっとお伺いしたいのと。

先ほどの衛生のほうも16人が13人ということでありますが、この3人減ったことで仕事に何か支障を来すということはないのかどうか、お伺いします。

○議長（篠塚信太郎君） 堂本教育次長。

○教育次長（堂本光浩君） 学校給食の嘱託職員さんの確保の関係でございますけれども、夏休み以降、9月から1名、嘱託職員になっていただく予定の方ということで、今、臨時でお世話になってございます。今それで確保できたかということ、まだやはり十分にはなってございませんでして、調理員さんの方が急遽お休みになられた場合には、センター長がその分に入っていくというようなところで、確保に関してもまだまだ十分ではないという現状でございます。

以上でございます。

○議長（篠塚信太郎君） 中尾総務課長。

○総務課長（中尾達也君） 衛生費関係でございますけれども、保健師なり退職等がございまして、職員が減っております。現行といたしましては、現有の職員でいずれも対応をしているところでございます。

○議長（篠塚信太郎君） 村山君。

○5番（村山良夫君） これからの質問についてお断りをしておかないといけないんですけども、庁舎用の木材購入等の資料は、今日の朝いただきました。ですので、これをよく見れば、これから質問することはこの中に入ってるのかもわかりませんが、当日の朝に資料を添付するというのは、私はいかがなものかなと。いただいても、いただかなくても、やっぱり質問するためには、事前に用意をしているわけですから、今後、少なくとも、前々日ぐらいにはこういう資料はいただくようお願いしたいと思います。そういうことをお断りしておいて質問をしたいと思います。

まず、5ページの16款、財産収入、立木売却収入です。1,643万円についてですけども、この所在地は多分和知だったと思います。ただ、この木材の状況ですけども、立木のままか、それとも伐採してのものか。それから、樹木の種類、樹齢、末口というんですか。専門語はちょっとわからないんですけど、このいただいた資料では、短辺と書いてありましたけど、その長さ。それから長さはということ。それからそれらの立米数と本数。このうち

新庁舎用の材料として使うものの立米数と本数。それからその売却価格、立米当たり幾らか、1本当たり幾らかということ。

次に、8ページも総務費の財産管理費3,380万円についてお伺いしたいんですが、この製品の種類、購入の数量、これも立米数と本数。それから立米当たりの単価。それから1本当たりの単価。それからこの単価を妥当なものとするための入札方法はどのような形をとられたのかどうか。それからこの価格は市場価格と比較してどういう状態になっているのかどうか。

それと、参考までにお聞きしたいんですが、短い辺ですか、末口の径が13センチ程度の1本当たりの単価。これ、長さは4メートルです。同じく長さ4メートルで末口30センチの立方当たりの単価と1本の単価をお聞きしたい。

それから、その次に、これらの製品は新庁舎の部材としてされるのかどうか、お聞きをします。

それから、その次に、新庁舎の部材とする場合には、乾燥をしておかないとだめだと思うんですが、1年か2年の乾燥では到底十分な乾燥ができないので、使用後曲がったりいろんな問題が出てくると思うんですが、その辺はどうなっているのかどうかということ。

それから、乾燥の方法として、昔からの自然乾燥と最近は人工乾燥があると思うんですが、このメリットとデメリットをどう理解されているのかどうか。

特にお聞きしたいのは、人工乾燥した場合には、強度とか耐久性にはかなり問題が生じると。ある専門家の方に聞いてたら、例えがいいのかどうかわかりませんが、マグロのトロをあぶって油を抜いて食べるのと同じぐらい、水分を人工的に蒸発させて乾燥することによって、木の持つ油性分も一緒に出てしまうので、木材の強度とか耐久性はかなり落ちるとおっしゃってたんですが、その辺はどうお考えなのかどうか。

それから、16ページの農林水産業費の中の林業振興費、委託料1,787万7,000円についてお聞きしたいんですが、これは森林組合に単価契約をしているということだったんですが、その単価契約は公表されているのかどうか。また、その妥当性を示す資料等を持ち合わせているのかどうかをお聞きします。それから、その立木の種類とか樹齢、それから末口の径と長さ。

それから、もう1つは、非常に大事なことなんですが、公有林を使って新庁舎の部材にするということが本当に京丹波町の林業振興につながるのかどうかということをお伺いしているんですが、幅広く京丹波町の林業家の方が、例えば間伐をされた。その間伐材を優先して使うとかそういうことが本来の林業振興で、町の木を切ってそれに充てるというのが新庁

舎の御旗の1つになってます。地元の木材を使うということとはちょっと合わないと思うんですが、その辺の考え方をお聞きしたいと思います。

以上です。

○議長（篠塚信太郎君） 栗林農林振興課長。

○農林振興課長（栗林英治君） まず、5ページの立木売払収入の関係でございます。質問の内容からちょっと前後するかもしれませんが、ご了承をいただきたいというように思っております。

まず、樹種につきましては、スギでございます。樹齢につきましては、60年から65年生の材でございます。搬出の長さとしましては、4メートルのものを搬出をする予定としておるところでございます。全体の今回の補正予算に計上をさせていただいておりますのは、全体の出材料としまして1,587立米でございます。こちらの農林サイドの出材のほうでございますけれども、全ての2.5ヘクタール、今後、また皆伐を行っていくんですけども、全てが庁舎に利用されるというものではなくて、その中から材のほうがいろんな行き場所、それぞれチップ材になるものもあったり、それから合板のほうに回したほうがいいのかというものもありますので、そこはそれぞれのところで選別を行っていただくものでございます。

それから、16ページの関係でございますけれども、こちらにつきましては、森林組合に単価契約を行っているところございまして、単価につきましては、組合との契約になっておるんですけども、標準の京都府が示します歩掛りというものがございまして、その辺のところから契約の金額を算出しておるところでございます。

公有林整備でございますけれども、公有林整備全体の考え方でございますけれども、町内では利用期を迎えた森林が非常に多くある中で、それを切って、使って、また植えるという循環のサイクルが現在必要になってきておるところでございます。町内の森林を見ていただきましても、樹齢が多くなってきておることから、今年のように台風等の災害が多くありますと、大きな木がこけてしまうというような倒木の被害も多く発生をしておる中で、公有林をモデルとして、切って、使って、植えるというようなモデルは民有林にも波及していくような取り組みを現在進めておるところでございます。皆伐事業につきましては、そのコスト面のところも林政アドバイザーを導入いたしまして、いかに低コストで木材が搬出をできるかという部分を検証を行いながら、民有林に波及していくような形で現在事業のほうを進めさせていただいております。

また、庁舎に係ります材でございますけれども、また後ほど、総務課長のほうからもあるかというように思うんですが、材のスギの部分につきましては、おおむね構造材に活用がさ

れるものと思っております。間伐の木材につきましても、有効に活用をしていくような形になるというように考えております。

以上でございます。

○議長（篠塚信太郎君） 中尾総務課長。

○総務課長（中尾達也君） まず、初めに、新庁舎の建設の関係の歳出の8ページにございます工事用原材料費3,380万円でございます。本日、お手元のほうに補正予算第4号の資料ということで、新庁舎整備事業に係ります先行木材調達についてということで、資料をお配りしております。村山議員のご指摘のように、本来、総務文教常任委員会において、こういった資料を示して審議をいただくのが本意であったんですけども、口頭での説明にとどまったことから、内容が非常にわかりにくいということもございまして、本日はあつたんですけども、資料のほうを作成をいたしております。この資料で簡単に説明をさせていただきたいと思っております。

まず、1ページ目の木材調達の目的でございますけども、提案説明等にもございましたように、新庁舎の整備事業におきまして、木造、RC併用というような形での新庁舎の基本計画を定めているところでございます。木材が多量に必要なようになってくるということと、単年での調達は非常に厳しいということで、複数年での調達を目指して先行調達を行うものでございます。予定数量におきましては、新庁舎建設に必要な原木量としまして、全体で2,400立米でございます。このうち歩どまり等も考慮しまして、製材量として約1,000立米を調達するものでございます。

まず、3番目の調達の時期でございますが、平成30年度におきましては、9月に町有林の皆伐事業が実施をされておまして、そこから搬出されます木材、原木で500立米。それから、年内にもう1カ所の町有林の皆伐の木材、こちらから原木500立米としておまして、補正予算に計上されておりますのが2カ所目の町有林での皆伐等の木材でございます。当初予算に計上されておりましたものと今回の補正で計上しておりますものも含めまして、そこからそれぞれ500立米ずつ、合計1,000立米を調達するものでございます。この調達につきましては、原木を町内の製造事業所でJVを組んでいただいて、そちらのほうから調達をするということになっておまして、製材をされた後のものを購入するという予定としております。

したがって、本年度に原木で約1,000立米。それから平成31年度で1,400立米を調達をするという計画としております。

今回調達いたします部材でございますけども、まだ基本設計の段階で詳細がわかっており

ませんので、汎用性の高い部材ということで、一般的に活用が可能と考えられております大はり部分の集成材用の部材。それから執務室部分の柱。それから小ばり。それから屋根組みとして兼用して使います斜めの部分に使う部材として登りばり、これらをこの調達した木材で建設予定の材料ということで活用する予定としております。

本補正に計上しております金額の算出のもととなる部分でございますけれども、当初予算で計上されておりました、今搬出が始まっております町有林の皆伐事業のほうから500立米の調達可能な原木を予定しておりました、その内訳といたしましてAグレード、これは構造用の製材用に用います原木300立米。それからBグレードということで、集成材をラミナ用というふうに言いますが、集成材のもととなる角材ですね。こちらのもので200立米という原木量としております。このうちAグレードの原木につきましては、3枚目と4枚目にそれぞれ木材の明細が書いておりますように、材の長さは4メートルもので、短辺、長辺、125ミリ掛ける305ミリから、以下、長辺のほうは275ミリ、245ミリ、215ミリ、185ミリと徐々に小さな寸法にもなっておりますけれども、こういった材をまず取るということで、ここで調達可能な量としましては、56.175立米が調達が可能ということでございまして、製材での調達量となっております、それで必要な原木が歩どまり30%と見まして割り戻しますと、約187立米となっております。全体で500立米というふうに言っておりましたので、500立米から187立米を除きますと313立米残りまして、それがラミナ用の材ということでございまして、これも製材等によりまして、歩どまりとしまして40%ということで、材として取れますのが125立米でございます。

また、木材の明細書の上側のA材のところのA1からA5というのが今説明をさせていただきました56.175立米でございまして、その下にまだA6、A7ということで書かれております。別途この材も調達が必要ということで、合わせまして10.125立米。こちらの調達を別途させていただいて、合計で66.3立米という材の購入を予定しております。

次に、1枚めくっていただきまして、内訳表ということでございます。今、説明いたしました製材用の立米数から出されます金額が682万1,250円となっております、682万1,000円という1,000円どめとしておりますが、こちらにつきましても、それぞれ市場での販売単価というものを基礎としまして、必要な調達量に1本当たりの単価を掛けまして合計を算出しております、その積み上げが682万1,000円となっております。これが通常の製材用、角材の荒仕上げというものでございます。それに加えまして、集成材用のラミナということで、こちらにつきましても、木材明細書のほうにもありますように、必要な材、4メートルもので38ミリ掛ける140ミリという材が5,875本必要になる

ということで、トータルの材積としまして125.020立米ということで、1本当たりの単価を掛けまして562万5,900円となりまして、1,000円どめで562万5,000円となります。これに諸経費、消費税等を乗せまして、合計で1,685万6,640円となりまして、この1つのサイクルをもう1サイクルする必要がございますので、2サイクルしたとしまして1,685万6,000円の2サイクル分、3,270万円ちょっととなるんですけども、それを今回3,280万円ということで予算計上をさせていただいたものでございます。それぞれ購入します必要となります材の径ですね。短辺掛ける長辺ですけども、それぞれここに明記をしているものを今回調達をする予定としておりまして、本数につきましても、必要の数量ということで予定をしているものでございます。

それから、価格的には市場価格から算出をしたというものでございます。

それから、使われます部材も今説明をさせていただいたような部材の活用となっております。

それから、当然、乾燥が必要となってきますので、乾燥につきましては自然乾燥、あるいは人工乾燥。現在のところ、いずれの乾燥の方法をとっていくかという部分につきましては、まだ詳細なところについては検討中としております。

それから、乾燥のメリット、デメリットという部分でございますけども、やはり自然乾燥というのが一番材にとりましてもいいというところは認識をしておりますけども、材の搬出状況なり性質とかそういったもので今後こういった乾燥方法がより必要なのかというところは設計の段階で調整をするものでございます。

それから、入札関係でございますけども、特命随契によりまして、町内の製材所にJVを組んでいただいて、そちらのほうと随契でもって材のほうを調達したいというふうに考えております。

以上でございます。

○議長（篠塚信太郎君） 村山君。

○5番（村山良夫君） 改めてもう一度お聞きしたいんですが、5ページのことで質問をした、2番目に質問しました短辺の末口の径の長さを教えてもらいたいと思います。

それから、3番目に聞いた1,587立米とおっしゃったんですが、その本数は何本かということ。このうち新庁舎建設用の用材とした立方メートルと本数、それからその単価が幾らかということをお聞きしたいと思います。

それから、次に、JVを組まれたということですけども、これは企業秘密になるのかどうか分かりませんが、どういう団体でJVの名前になっているのか、またその出資比率はどう

なっているのか、教えていただきたいと思います。

それから、8ページの同じことですが、単価が立米当たり幾らか、それから1本当たり幾らかというのは詳しくわからなかったんですが、教えてほしい。

それから、先ほど申しあげました一般市場の4メートルもので12.5センチとなってますけども、13センチした場合の1本当たりの単価は幾らぐらいになっているのか、把握されてたら教えてください。もしも把握されてなかったら、何と不十分な話だなと思います。

それから、新庁舎の部材にこの木を使うということですが、自然乾燥ということになりますと、1年や2年では到底無理だと思うんです。だから、これから切った分も含めてですけど、それに使おうと思えば人工乾燥をしなければならない。そういうことになりますと、先ほどおっしゃってたように、人工乾燥のデメリットの部分、製品に早くできるというメリットがあるわけですが、逆に強度とか耐久性なんか劣ることになるというようなことを考えた場合、本当に設計段階で検討するとおっしゃってますけど、現実的に、今回、町有林を伐採してそれに充てるということなんですけど、自然乾燥するだけの時間がないと思うんですが、設計段階です。設計段階ですと何を言ってもそうされるんですが、本当にそのことができると思われているのかどうか、確かめておきたいと思います。

○議長（篠塚信太郎君） 栗林農林振興課長。

○農林振興課長（栗林英治君） まず、木材の搬出の売り払いに関する部分の質問でございますけれども、現在、当初で予定をしております事業のほうが実際に行っていたところでございます。その中で実際に材のほうも出てきておまして、状況を見てみますと、材の検収等も行っておるんですが、大きいもので45センチぐらいとなっております。いろいろな材がございますので、なかなかどうなっているのかというところは全ての平均をまだ出しておりませんので、わからないところではございますけれども、いろいろな材が出ておるところでございます。本数にしてみますと、大体、末口が13センチぐらいのものになりますと、1立米当たり20本ぐらいになりますので、全体で材の出てくるものが1,587立米でございますので、31,000本ぐらいの本数になるのかなというように見込んでおるところでございます。実際に材のほうを搬出しまして、そこから先ほどもございましたように、それぞれの搬出して、材の状況を見まして、A材からD材、いわゆるチップにまわるもの等をそれぞれ土場で仕分けをしておるところでございます。あくまでも目安でございますけれども、今回の補正の部分、それから当初の部分で、大体、約1,000立米ぐらいが活用できるのではないかなというように考えておるところでございます。

単価につきましては、通常A材、B材、C材のそれぞれ今まで持ってっております単価

それぞれございますので、その時々状況でございますけれども、庁舎の部分につきましては、見込みでございますけれども、立米当たり1万4,000円を見込んでおるところでございます。

以上でございます。

○議長（篠塚信太郎君） 中尾総務課長。

○総務課長（中尾達也君） まず、調達をします相手方、JVを組むということでございますけれども、まだ現段階ではJVを組んでいただいているという状況にはございません。町内の製材業者さん3社ございますが、そちらのほうでJVを組んでいただいて、そちらと契約を交わすということで今後予定をしております。

それから、人工乾燥あるいは自然乾燥という状況でございますが、先ほども申し上げましたように、現段階におきまして、購入します材の状況なり今後の工程等もございまして、現段階では人工乾燥なり自然乾燥という部分いずれを選択するかというところについては、まだ未定という状況でございます。

それから、今回購入をいたします材につきましては、本日お渡ししております資料の3枚目、4枚目にそれぞれ寸法の書いた明細表がございまして、こちらのほうでそれぞれ必要な本数というのを明記をしているところでございます。

なお、3枚目のA材のところのAの3の材ですね。125ミリ掛ける245ミリの4メートルもの、こちらにつきましては、本数が170本となつてございまして、スギ柱ということで強度を上げる意味もありまして、2枚を重ねて組柱というふうに考えております。125ミリの倍ということで約250ミリなんですけれども、250ミリ掛ける245ミリ、これを正方形の製材にさらに加工をしたものを組柱ということで、2本を1本に組み合わせまして、より強度を高めていって柱材に利用しようとする計画としてございます。

以上でございます。

○議長（篠塚信太郎君） 村山君。

○5番（村山良夫君） 再度質問をしたいんですけど、5ページの件で、5番目に言いました立米当たりの単価1万4,000円とおっしゃいましたけれども、この大きさですね。125ミリですか。13センチとしてもらっても結構ですけど、1本当たりの単価はどれぐらいになっているのか。また、それは市場価格ではどれぐらいの金額なのか。把握されてるかどうか、教えてください。

それから、8ページの件ですけども、乾燥の問題ですけども、人工乾燥ではなしに自然乾燥をするというような、強度とか耐久性を求めたらそうせざるを得ないと思うんですが、到

底十分な乾燥は与えられた時間ではできないと思うんですが、やはり結果的には自然乾燥は諦めて人工乾燥を全てされるということなのですか。その点をお聞きしておきます。

○議長（篠塚信太郎君） 中尾総務課長。

○総務課長（中尾達也君） 材の1本当たりの単価でございますけども、お渡ししております資料3枚目の例えばA1材でございますが、125ミリ掛ける305ミリの4メートルもの、数量70本としておりまして、市場価格が立米当たり11万円ということで、1本当たりの単価といたしまして1万6,775円となっておりまして、これに本数を掛けたものが金額ということで、それぞれ同じ計算方法によりまして算出をしております。

また、乾燥でございますけども、現段階におきましては、自然乾燥で最終的に行けるのかどうかという部分はまだ未定でございまして、今後そこら辺につきましても決定をしていく必要があるというふうに考えております。

以上です。

○議長（篠塚信太郎君） 栗林農林振興課長。

○農林振興課長（栗林英治君） まず、市場価格でございますけれども、通常市場等に出ております4メートルものもので、末口が13センチ、いろんなケースがあると思うんですけれども、約9,000円代から1万円代ぐらいの市場価格ではなかったかなというように把握をしておるところでございます。

それから、本数になりますけども、1,000立米材が必要ということになりますので、先ほどの立米当たり20本ということになりますと、2万本ということになるのかなというように把握をしております。

以上でございます。

○議長（篠塚信太郎君） 中尾総務課長。

○総務課長（中尾達也君） 初めに、村山議員さんが質問をされました中で、今回、新庁舎に關しまして公有林からの搬出のみということで、それで林業振興につながるのかどうかというご質問をいただいておりますが、1つには、この新庁舎の建設というのを契機に、今それぞれ林業の関係の木材に係りますワーキング会議も開催をしております、その中でこの新庁舎の関係、それから本町にあります人工林の状況とかそういったもので今後調達をいって、林業振興にどうつなげていくかというような部分についても検討をあわせてしているところがございます。まずは調達がしやすい町有林のほうでまず調達をしますし、今後におきましてヒノキ材であったりそういう主要な材につきましても、民有林からの調達、個人さんからの調達とかそういったものも検討をしていくということで、全体としまして町全域

にあります材の有効活用という部分でもって、今後の林業振興を図っていくという計画にしております。

以上でございます。

○議長（篠塚信太郎君） 村山君、3回の質問は終わってますが、答弁漏れですか。

○5番（村山良夫君） 答弁漏れです。

○議長（篠塚信太郎君） どういう答弁漏れですか。

○5番（村山良夫君） 1つは、長さ4メートル、末口13センチの木材の価格ですけども、立米当たり1万4,000円とおっしゃって、1本当たり1万6,000円とおっしゃったんですが、1本が何立米で計算されたらこんなことになるのか。立米よりも1本当たりの単価が高いというのはどういうことなのか。私が聞いているのは市場価格でどうなのかということ聞いてますし、この矛盾がわからない。

それから、もう1つは、乾燥をすることについて、自然乾燥というのは時間的に不可能だと思うんですが、全て人工乾燥されるのかどうかということをお聞きしたんです。

○議長（篠塚信太郎君） 中尾総務課長。

○総務課長（中尾達也君） 1本当たりの単価でございますけれども、製材後の1本当たりの単価ということで1万6,775円としております。市場の立米当たりの単価としましては例えば125ミリ掛ける305ミリのものでありましたら、立米当たり11万円ということでございます。材としましては、1立米で約6.5本分という形になりますので、価格といたしましては、1万6,735円というのが1本当たりの単価となっております。

また、今後全て人工乾燥を行うかどうかという部分でございますけれども、現段階におきましては、まだそこまで明確なものは見出せていないという状況でございます。

○議長（篠塚信太郎君） 岩田君。

○1番（岩田恵一君） もう一度これに関連しまして1点だけ。

町有林が調達がしやすいというようなこともございまして、また、新庁舎建設を契機に森林振興につながるような工夫をしたいというようなこともございますけれども、特にそういう観点から言えば、町有林ではなくて、財産区有林の活用も検討されたらどうかというような思ったんですが、そうすると、その地区の住民に大いに還元できることになるのではないかというふうに思うんですが、そういった財産区有林を活用するようなお考えはなかったのか、お伺いしておきます。

○議長（篠塚信太郎君） 栗林農林振興課長。

○農林振興課長（栗林英治君） 今回の庁舎の建設でございますけれども、町有林につきまし

ても古くから町民の皆さんが町の何か事業があるときに山の材を使っていたという意味合いも込めて過去に植林をされたものでございまして、これについては広く町民の皆さんのご理解が得られるものというように思っておるところでございます。先ほど、総務課長の答弁にもありましたけれども、今回、町有林につきましては、スギ材の搬出ということで、主に一般的にも構造材として活用をされる部分が多いということでございます。今後、柱となりますヒノキ材、それから化粧に使われます板等の部分については、山の状況も把握をしながら財産区でありましたり、それから京丹波町にございます生産森林組合さん等の山からの搬出も考えていかななくてはならないというように考えておるところでございます。

○議長（篠塚信太郎君） 東君。

○4番（東まさ子君） 7ページの時間外勤務手当600万円ですけども、これは説明いただいて、休日出勤をした場合のその週に休みがとれなかった職員に対しての100分の35の時間外手当ということで188人分、2年遡及して支給ということでありましたけれども、2年間そのままになっていたというのはどういうことなのか、ちょっとわからないのでお聞きします。

それと、同じく臨時雇用賃金が93万円ありますが、昨年も聞かせていただいて、臨時職員については勤務年数が5年経過したら50円、10年経過したら100円を加算するというものでしたけれども、そのもとになる時間給というのはどういうふうになって、何を根拠に決めているのか、お聞きをいたします。

また、非常勤の一般職員についても、1年で月10円加算ということで昨年言っておられましたですけども、これは、毎年、時間給というのは京都府の最低賃金なども考慮して変わっていくのかどうか、お聞きしておきたいのと。

それから、8ページの番号制度導入事業であります。これはJ-LISへの交付金ということでありますけれども、237万3,000円、これは番号カードを住民に交付するための交付金なのか。

また、同じく58万3,000円ということで、システム改修負担金ということであります。これはどういう内容の改修になるのか、お聞きをしておきたいと思います。

それと、財産管理費ということで3,380万円が工事用原材料費ということで今議論がされておりますけれども、タウンミーティングのときには複合構造ということで、議会棟の下でしたか。1階の分についてはRC構造となっていたと思うんですけども、これは複合構造ということで説明もされておりましたけれども、防災会議室ですか、RC造りとなっていたと思うんですけど、これは木造のほうに変わったのかどうか、お聞きをしておきたいと思

います。

○議長（篠塚信太郎君） 中尾総務課長。

○総務課長（中尾達也君） まず、時間外勤務手当の600万円でございますが、今、東議員がおっしゃいましたように、通常、休日に勤務をしましたら、その週にまず振りかえで休みを取るのが原則となっておりますけれども、どうしても休みが取れなくて翌週なりその後、休みを取ったということになりますと、本来、その週で取得をしなければならなかった者がほかの週に取得されたということで、通常、100分の135の時間外勤務手当を出す必要がありますけれども、そのうち休みを取ったということで、100分の100については減じまして残った35の部分につきまして時間外勤務が本来必要であったというところでありまして、本来、休みを取ったということで、休日に出勤した時間外については代休措置をしたということで、消えてしまうというふうな認識がございまして、そういう形でこれまで運用をしてきたものでございますが、その週の同一週に限るということになっておりましたので、その部分で今回改めて見直しをしたところでございます。

また、臨時職員への賃金でございますけれども、これにつきましては、京都府の最低賃金をベースに積算をしてきておりまして、その額に、毎年、府のほうで最低賃金の引き上げがありますと、その部分に見合った部分だけは引き上げるというような形で今日まできておりますので、今後におきましても、同じ考え方で持って改正がありましたら引き上げるというような方向で進めていくところでございます。

それから、8ページの番号制度の関係でございます。負担金補助及び交付金で、システム改修負担金なりJ-LIS番号制度交付金ということで、特に総務課のほうで支出しておりましたのがJ-LIS番号制度交付金237万3,000円でございます。これにつきましては、番号カードの交付とか発行に係ります業務をこのJ-LISというところに委託しておりますので、国のほうで受けます補助金はそのままこちらのほうのJ-LISのほうにお支払いをするということで、交付金として支払いをするということで計上をさせていただいたものでございます。

それから、システム改修負担金でございますけれども、これにつきましては、住民基本台帳の電算化の関係で、一部システムの改修の必要が生じた際に交付をされるものでございまして、今回におきましても、電算の業務の内容の変更等がございましたので、それに係ります経費として支出をしているものでございます。

以上でございます。

○議長（篠塚信太郎君） 山田君。

○10番（山田 均君） 先ほど出ておりましたけど、私もちょっとお尋ねしておきたいんですけども、新庁舎に対する木材利用ということで、町有林を活用するという事になってるんですけども、単純にこの数字がそのまま当てはまるかどうかわかりませんが、売り払いが1,643万円ということですし、委託料が1,787万7,000円ということで、搬出に費用が上回っておるので、これをこれからの人工林を皆伐したりして振興を図っていくということでございましたけども、所有者にとってマイナスになる事業はなかなかできないと思うんですけども、公有林として町費を投入するからできるわけですけども、その辺について林業振興を考えていく上で、その辺はどう考えておられるのか、1点伺っておきたいなというのと。

先ほど出ておりましたどういう方法で木材を活用するか。例えば自然乾燥ということがあって、人工乾燥は強度の問題があるという指摘もあったんですが、今の時点でどういう乾燥をするかというのを決めてないということは、自然乾燥として1年、2年置いておく必要があるということからすれば、期限が迫ってくると思うんですけども、それはいつの時点で自然乾燥という方法をとるのか、人工乾燥という方法をとるのか、判断はいつ頃を考えておられるのか。当然、今、予算をしているおるわけでございますし、伐採もされておるということでございますので、それが加工されてくるというのは当然期間が迫っておるわけでありまから、その点について改めて伺っておきたいというのと。

改めてJVの町内の3社の木材業者に依頼しておるということでございますが、業者名がわかっておれば、当然JVとして契約するという事になれば明らかでありますのでお尋ねしておきたいというのと。

今もご指摘がありましたように、同等の権利を要して十分組むというような形での指導をされるのか。それはもう業者任せということになるのか。当然その代表者も決めなければならないということもありますけども、その辺の考え方を伺っておきたいと思います。

それから、補正予算の歳出の関係で、14ページで、農地費の関係なんですけども、農林漁業事業補助金というのが330万9,000円あるんですけど、具体的な内容について、農地保全事業ということになっておりますけども、内容について伺っておきたいと思います。

○議長（篠塚信太郎君） 栗林農林振興課長。

○農林振興課長（栗林英治君） まず、売払収入と委託料の関係でございますけれども、議員おっしゃられたように、実際のところ赤字となっておるところでございます。今、事業のほうで、先ほども説明をさせていただきましたけれども、町有林を活用して、今、森林組合さんと協働で、先ほど言いましたけども、林政アドバイザーを入れて、いかにこのコストを下

げていくかという部分を検証をしているところでございます。それぞれの林業事業体によりましては、架線系が得意なところ、それから車両系での搬出が得意な部分というものがございまして、森林組合等については車両系の機械を使っての搬出が得意分野であるということでございますが、山の形状等を見ておりますと、やはり架線で集材をしなくてはならない部分も町内には多くあります。今現在やっております安栖里の鐘打山につきましても、車両系でも搬出しやすい部分もあるんですが、架線部分での集材というところもあるわけございまして、その部分をいかに低コストで実施をしていくかというところを公有林を利用しながら事業のほうを進めさせていただいておるところでございます。公有林でございますので、国の森林整備補助金が活用ができて、植栽でありましたり、植えた後の保育関係、獣害のネット等については補助金で対応しながら実施をしているところでございます。

また、14ページの農地費の関係でございますけれども、こちらのほうにつきましても、地元から緊急的に整備が必要なものの7カ所の要望をいただいておりますので、それに対する地元への補助金ということでございます。

詳しい内容につきましては、土砂の撤去でありましたり、水路の補修という部分でございます。

以上でございます。

○議長（篠塚信太郎君） 中尾総務課長。

○総務課長（中尾達也君） まず、材の調達先であります町内の3製材所ということで、現在のところその3社の予定としておりまして、そちらのほうでJVを組んでいただきまして、そちらとの契約ということで進めたいと考えております。現段階におきまして、JVの要件等につきましては、まだ詳細なところまで詰めていない状況でございます。

それから、先ほどの東議員の質問の中で答弁漏れがございましたので、お答えさせていただきます。

新庁舎の建設に当たりまして、RC並びに木造ということで、その併設を考えているところでございます。複合構造としているところでございまして、タウンミーティングにおきましてお示しをいたしました内容、それからその後の設計を進めていく上での調整とかございまして、最終的に方向として出しておりますのが木造と鉄筋コンクリートの複合構造という形でありまして、木造を間に挟んでいくというような、RCで挟んでいって強度をさらに強めていくというような計画としているところでございます。その中にありまして、防災会議室でございますけれども、位置としましては、木造のつくりの中に位置するものでございます。

以上です。

○議長（篠塚信太郎君） 中尾総務課長。

○総務課長（中尾達也君） 済みません。山田議員のご質問の中で、乾燥の方法等でございますけれども、先ほども申し上げておりましたように、現段階におきまして全てを自然乾燥にするか、あるいは人工乾燥にするかという部分につきましては、材の搬出状況にもよりますし、今後、そういったところにつきましては、基本設計を固める段階、それから、その後、実施設計を進めてまいりますので、その中で決定をしていきたいというふうに考えております。

以上です。

○議長（篠塚信太郎君） 東君。

○4番（東まさ子君） 番号制度の関係ですが、J-LISの関係ですが、番号カードの発行は幾らぐらい予定されているのか。

また、時間外勤務手当の600万円ですけれども、代休が消えてしまう認識であったということでありましたけれども、誰かの指摘があつて2年間遡及して支払うことになったのか。もう少し詳しくお聞きしたいのと。

それから、地方交付税であります。説明では、留保財源を見込んでいなかったということでもあります。1億1,125万2,000円ということで補正が組まれておりますけれども、これは留保財源を見込んでいなかった分による交付税の増額なのか。全体的に見れば、平成29年度と比べると、7,412万9,000円減つてるということでありましたが、もう少し詳しくお聞きできたらなというふうに思います。

○議長（篠塚信太郎君） 中尾総務課長。

○総務課長（中尾達也君） 番号カードの交付金でございますけれども、これにつきましては、国のほうでおおむね発行を見込まれることということで、金額のほうをいただいております。それに基づいて予算計上をさせていただいたものでございます。

細かな枚数等につきましては、国のほうからの交付金の通知にも記載がございませんでして、人口比率によりまして交付金の見込みを算出して、それが配分されたというところでございます。それに基づいての予算計上とさせていただいております。

それから、時間外勤務手当の関係でございますけれども、これにつきましては、職員組合とも話をさせていただく中で、そういった支給の部分についても未払いではないかというような指摘もいただいたところございまして、それに基づいて改めて見直しをさせていただいたというところでございます。

それから、普通交付税でございますけれども、昨年度に比べまして、東議員がおっしゃいましたように、7,412万9,000円の減となっております。その算定の中でございま

すけども、当初予算におきましては、留保財源をほとんど見込まない状況で、ほぼほぼいっぱいのところでは、予算計上をさせていただいてたところでございますけども、実際に交付になりました額につきましては、先ほど申し上げたような状況でございます。予算計上から行きますと、回復をしたといいますか、それ以上に算定でいただいたという状況となっております。当初予算に比べまして、1億1,125万2,000円を今回計上をさせていただいたところでございますけども、この決定となりました内容につきましても、補足説明等で申し上げたところでございますけども、基準財政需要額の部分で約9,000万円程度の増加となっております。それと、基準財政収入額の部分では、前年度から約3,670万円程度、2.2%の減ということになっておりまして、主には固定資産税の減少がその要因となっております。収入額の減少と基準財政需要額の伸びというところで差し引きされまして、交付税の額が増加をしたということになっております。

以上でございます。

○議長（篠塚信太郎君） 東君。

○4番（東まさ子君） 番号カードですけども、実際、今、番号カードを持っておられる町民の方というのはどのぐらいになっているのか、お聞きしておきたいと思います。

○議長（篠塚信太郎君） 長澤住民課長。

○住民課長（長澤 誠君） 平成30年8月31日現在での数字でございますが、マイナンバーカードの枚数1,367枚でございます。そのうち交付枚数が1,255枚でございます。廃棄枚数といたしましては105枚。未交付枚数、町で保管している枚数でございますが、7枚でございます。

以上です。

○議長（篠塚信太郎君） 山田君。

○10番（山田 均君） 答弁いただいた点で何点か最後にお尋ねしておきたいんですが、1つは、乾燥の方法は詳細設計の時点だということなんですが、J Vの要件の関係ですね。予算が通りますと、議会としては報告を受けるときがない。特別委員会があるかどうかということなんですけども、やはり、今、木材を搬出してやっておるわけでございますから、今のJ Vを組んでいただくという方向であれば、当然、J Vの基本的な町としての要件を定めて、そしてJ Vとして対象となる町内の3業者ということでございますけども、その業者についても、当然、公共の事業を受けるわけでございますから、やっぱり明らかにしていただきたいというふうに思いますし、その基本的な要件というのはいつ決めて、その内容についても議会にちゃんと報告して、そして進めていくというのが私は基本だと思うんですけども、そ

の点についてはどういう考え方なのか、伺っておきたいというふうに思います。

それから、林業振興の関係で、モデル事業として今実施しながら新庁舎の材に活用するというで進んでおるわけでございますけれども、林政アドバイザーの人も入れて検討しているということでございますけれども、実際、機械による搬出というものと、それから架線によるということでございましたけれども、テレビなんかを見ておりましたも、機械による搬出というのは非常に伐採も含めて進んでおるようでございますけれども、これまで昔からやっておる架線を引っ張ってやるというやり方は、技術者の問題や材を一定の箇所を集めてそして架線でおろすということになりますので、相当な費用が私は要るのではないかと思うんですけども、赤字になることを覚悟であればできるというふうに思うんですけども、実際それが収支があって、一定の利益があるというのが非常に難しいと思うんです。

また、ありましたように、国の制度を使って植林とか当然するわけでございますけれども、補助金でありますので、当然、所有者が負担をしなければならないということになります。そういうことを考えますと、非常になかなか皆伐した後に植栽をしていくという事業は非常に難しいなというふうに思いますし、生産森林組合とか、また個人の事業であります委託事業とか、そういうものを活用しなければなかなか私は難しいと思うんですけども、その辺の林業計画というのを持って進めていく中で、公有林をこういうふうに活用するというでなければ、後でとってつけたようなやり方ではなしに、しっかりそこは方向を見据えて私はやるべきだと思うんですけども、改めてその考え方を伺っておきたいと思います。

それから、14ページの歳出の関係でもう一度伺っておきたいんですけども、農業次世代人材投資事業補助金ということで450万円、4人が対象というように聞いたんですけども、これまで新規就農に対する助成金があったんですけど、それとの違いがあるのかどうかということと。

それから、環境保全型農業直接支払交付金というのが11万5,000円あるんですが、この内容についてあわせて伺っておきます。

○議長（篠塚信太郎君） 中尾総務課長。

○総務課長（中尾達也君） まず、木材の調達の関係でございますけれども、当然、JVを組んでいただく際に条件等が必要となってまいります。今後、本予算が通りましたら、早急に調整をしていく予定としておりまして、速やかにJVを組んでいただいて、発注をしていきたいというふうに考えております。

なお、発注につきましては、物品調達ということもございまして、今後、議会におきまして議決案件としてお願いするところでございます。

以上です。

○議長（篠塚信太郎君） 栗林農林振興課長。

○農林振興課長（栗林英治君） まず、皆伐の関係でございますけれども、やはり架線集材につきましては、現在、不慣れという部分がございますので、その部分をいかに時間を短く搬出をしていくかという部分が重要なところとなっていておるところでございます。車両系の搬出を行うためには、路網の整備というものが必要でございます、やはり本町のような急峻な山でございますと、なかなか路網がしっかりとつけられないような状況のところもありますので、その辺のところではやはり架線を使用しなくてはならないというようなところで、時間的な部分、不慣れであるという部分もありますので、その辺のところを、今現在、森林組合としっかりと林政アドバイザーの意見も聞きながら事業のほうを進めさせていただいておるところでございます。やはりこの皆伐を行って材を搬出をするわけではございますけれども、木材価格が非常に安いという部分がございますので、今現在、京都府のほうでも、全体でも、利用期を迎えた森林が多くあるというところで、木材を倍増するアクションプランというものも立てられて、現在、建設が予定とされております大型の木材工場でありましたり、今あります合板工場の中に火力発電を行う施設ができたというところで、今後、木材事業が大きく変わっていくということになっております。そうした中で、利用期を迎えた材をうまく搬出をして、多くの材を活用ができて林家に所得が残るような形にしていかなければならないというのが今現在課題となっておるところでございます、公共建築物の木造化という部分でも木材の利用を促進するという部分は、国のほうからも指針が出ているところでございます、国全体でも木材の利用を積極的に進めていくということを考えられておるところでございます。

また、一方、森林整備の部分では、経営計画をそれぞれ地域で自立をされて、間伐を行っていただいて、経費的な部分が若干係るんですけれども、若干なりとも間伐に対しての材の搬出によって、国の事業を活用しながら林家さんにわずかでもお返しができるような状態であるというようところでございます。

今後、そうした国の事業も活用しながら、木材利用について今後も検討を重ねていきたいなというように思っております。

それから、14ページの農業次世代人材投資事業でございますけれども、これにつきましては、以前の青年就農給付金でございます、国のほうの事業名の変更があったことから、事業名は農業次世代人材育成投資事業ということになっておるところでございます。

それから、もう1点、環境保全型農業直接支払交付金でございますけれども、こちらのほ

うの事業につきましては、以前ですとエコファーマーの方が対象という形になっておったんですけども、こちらのほうも事業内容が見直しをされまして、国でいいますGAPの取り組みですね。GAPの取り組みを将来的に行っていくというところが対象となったところをございまして、今回、補正で上げておりますのは、事業の見直しによりまして、堆肥の施用の部分、それから有機農業で実施をされる団体が対象となってきますので、そちらのほうの面積が増加したということで、今回、補正を上げさせていただいておるところでございます。

以上でございます。

○議長（篠塚信太郎君） これをもって質疑を終結します。

これより討論を行います。

最初に、原案に反対者の発言を許可します。

村山君。

○5番（村山良夫君） 議案第65号 平成30年度京丹波町一般会計補正予算（第4号）に対して、私は反対討論をいたしたいと思えます。

反対の理由はこれからのとおりです。

125ミリの4メートルの長さの1本の製品単価が1万6,000円で算出されておりますが、私が市場の価格を調べてたり比べまして、かなり高額であるように思われます。質問の中でも市場価格を調査された上での算出かと聞いたのですが、それをされてないようですので、市場価格を調査され、改めて単価計算をされることを求めて私の反対討論といたします。

以上です。

○議長（篠塚信太郎君） 次に、原案に賛成者の発言を許可します。

ほかに討論ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（篠塚信太郎君） これで討論を終わります。

これより議案第65号を採決します。

議案第65号 平成30年度京丹波町一般会計補正予算（第4号）を原案のとおり決することに賛成の方は挙手願います。

（多数 挙手）

○議長（篠塚信太郎君） 挙手多数であります。

よって、議案第65号は、原案のとおり可決されました。

ここで暫時休憩とします。午後1時30分までとします。

休憩 午後 0時24分

再開 午後 1時30分

○議長（篠塚信太郎君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

《日程第9、議案第66号 平成30年度京丹波町国民健康保険事業特別会計補正予算（第1号）》

○議長（篠塚信太郎君） 日程第9、議案第66号 平成30年度京丹波町国民健康保険事業特別会計補正予算（第1号）を議題とします。

これより質疑を行います。

東君。

○4番（東まさ子君） 今回の補正は平成29年度で生じた繰越金1億90万1,000円を繰り入れて、そのうち7,345万9,000円を基金に積み立てたものであります。基金の額が合わせて3億618万6,000円ということになりました。今年から都道府県化ということで、広域化になったわけではありますが、6年先にはいろいろとまた保険税が統一されるのか、どういうぐあいになるのかわかりませんが、3億618万6,000円の基金をどうしようと考えておられるのか。取り崩すというか、負担軽減に減免するのに基金を使うということはないのかどうか、考えないのか、お聞きをしておきたいと思います。

○議長（篠塚信太郎君） 長澤住民課長。

○住民課長（長澤 誠君） 先ほどもご案内のとおり、平成29年度から平成30年度の繰越額が多かったことでありますとか、前期高齢者の交付金の大幅な増加でありますとか、また、昨年度後半の医療費の減少などによりまして、今年度につきましては、多額の前年度繰越金が発生したわけでございます。平成30年度から平成31年度への繰越額につきましては、現時点では交付金等によりまして多額の繰り越しになる見込みはしているものの、医療費の関係でどう動くかわからないという部分もありますし、また、ご案内のとおり、京都府の納付金の額がどう動くかという部分もございます。いずれにしても厳しい状況ではございまして、納付金と京丹波町の医療費のバランス、今年度につきましては、7,300万円余りの財調への積み立てができたわけでございますが、毎年こういった状況になるとは限りませんので、そういったところも加味しながら、毎年食いつぶしていても金額にも限りがございますので、そういったところもバランスを考えながら、いざというときの対応のために基金を保持していくといたしますか、推移を見守っていきたいというふうにご覧いただいております。

○議長（篠塚信太郎君） 東君。

○4番（東まさ子君） 1人当たりになると7万6,600円の基金があるということで、1万円ずつ引き下げてもこのまま行けば、6年間使っていても、使わなくて保険税だけで賄えるかもわからないし、もし賄えないときには基金を崩しても、6年間は1万円ずつ崩してもまだ余るというふうなことに計算上はなっております。そうしたことで、今とても大変年金が減ったりして生活が苦しいし、よく言っているわけでありますが、子どもの均等割については3万1,500円、後期高齢者医療制度の分まで子どもが負担能力もないのに負担しているということもあつたりして、ほかの保険と比べたら協会けんぽとか共済組合では所得に応じて保険料が決まって、子どもが何人おろうと、家族が何人おろうと、保険料は変わらないということですけど、国保は子どもでも3万1,500円、1人増えるごとにかかって、3人もおったら9万何ぼかかるといふことになりますので、本当に多子世帯は過度な負担になっているといふことが言えて、国のほうへ知事会とかそういうところも、この均等割を何とかするよふにといふことで要望もされているよふなので、京丹波町にとっては独自であつても、やはり減免をして若い世代、また子育て支援に努めるべきではないかなと思ひますが、そういうことについてどういふふうにお考えなのか、お聞きをしておきたいと思ひます。

○議長（篠塚信太郎君） 長澤住民課長。

○住民課長（長澤 誠君） まず、基金の残高でございますが、これだけあれば安定した運用を行えるといふよふな額がわからないといひますか、判断につきかねる部分もござひます。その部分もありますし、この基金を毎年取り崩していつ何年もつかといふ話をされたと思ひますが、持続可能な保険制度を維持していくためにある一定その基金が幾らあれば永年続いていくかといふよふなこともあるんですが、ある程度保有しておかなければ、いざといふときの備えにはならないといふこともござひます。子どもさんの応益割の均等割でござひますね。加入者全員に負担されるといふ部分でござひますが、国のほうも、この間も委員会でもお話をいただいてたわけでございますが、被保険者に対しての100億円の部分でありますとか、国の責任において、今後、検討される課題といふふうに認識しております。子育て支援でありますとか他の医療費保険制度との公平性を確保するといふ観点からも、国の責任と負担による事項といふふうに考えておりますので、しかしながら、京都府を通じて市町村も声を上げて要望していきたいといふふうに考えております。

以上です。

○議長（篠塚信太郎君） これをもって質疑を終結します。

これより討論を行います。

最初に、原案に反対者の発言を許可します。

東君。

○4番（東まさ子君） それでは、ただいまから議案第66号 平成30年度京丹波町国民健康保険事業特別会計補正予算（第1号）について、反対の立場で討論を行います。

今回の補正予算は、平成29年度の国保会計で生じた繰越金1億90万1,000円を繰り入れ、そのうち7,345万9,000円を基金に積み立てたということで、基金積立額は合わせて3億618万6,000円となりました。加えて、平成30年度からの国保の都道府県化に伴って、国は特別調整交付金として1,700億円を配分することになりました。そのうち子どもに関しては100億円が配分されるということで、京都府にも該当する金額が配分されていると思います。健康保険には国保、協会けんぽ、共済組合などがあります。協会けんぽや共済組合などは、1人でも3人でも4人でも所得に対して保険料が決まるため、扶養する家族が増えても保険料は変わりません。しかし、国保は、世帯内の加入者数に応じて均等割の保険税がかかることから、例えば子ども1人3万1,500円かかるということで、多子世帯では過度な負担となっております。保険料の負担率で見ても、国保は9.9%でありますし、協会けんぽは7.5%、共済組合は6.0%であり、国保の負担率は非常に高いのがわかります。今、国保には、2,424世帯、3,996人が加入しております。基金が3億618万6,000円となっており、1人当たり7万6,600円の基金を持っております。これは加入者に還元すべきであります。さらに、国の子どもに対する100億円の特別調整交付金の割り当てがあります。国保に加入している子どもの均等割については、赤ちゃんでもかかり、負担能力もないのに均等割がかかります。国保法の77条は、特別事情がある場合、国保税の減免を認めております。組合健保や共済組合は、子どもがいても保険料は変わらないが、国保は均等割がかかるため、他の保険と比べ非常に高い保険税となっております。若い夫婦は暮らしが大変であります。国も100億円を配分しているのであり、子どもの均等割の減免制度をつくるべきことを強く求めて反対討論といたします。

○議長（篠塚信太郎君） 次に、原案に賛成者の発言を許可します。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（篠塚信太郎君） これで討論を終わります。

これより、議案第66号を採決します。

議案第66号 平成30年度京丹波町国民健康保険事業特別会計補正予算（第1号）について、原案のとおり決することに賛成の方は挙手願います。

(多数 挙手)

○議長（篠塚信太郎君） 挙手多数であります。

よって、議案第66号は、原案のとおり可決されました。

《日程第10、議案第67号 平成30年度京丹波町後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）》

○議長（篠塚信太郎君） 日程第10、議案第67号 平成30年度京丹波町後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）を議題とします。

これより質疑を行います。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（篠塚信太郎君） これをもって質疑を終結します。

これより討論を行います。

最初に、原案に反対者の発言を許可します。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（篠塚信太郎君） 次に、原案に賛成者の発言を許可します。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（篠塚信太郎君） これで討論を終わります。

これより、議案第67号を採決します。

議案第67号 平成30年度京丹波町後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）について、原案のとおり決することに賛成の方は挙手願います。

(全員 挙手)

○議長（篠塚信太郎君） 挙手全員であります。

よって、議案第67号は、原案のとおり可決されました。

《日程第11、議案第68号 平成30年度京丹波町介護保険事業特別会計補正予算（第1号）》

○議長（篠塚信太郎君） 日程第11、議案第68号 平成30年度京丹波町介護保険事業特別会計補正予算（第1号）を議題とします。

これより質疑を行います。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（篠塚信太郎君） これをもって質疑を終結します。

これより討論を行います。

最初に、原案に反対者の発言を許可します。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(篠塚信太郎君) 次に、原案に賛成者の発言を許可します。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(篠塚信太郎君) これで討論を終わります。

これより、議案第68号を採決します。

議案第68号 平成30年度京丹波町介護保険事業特別会計補正予算(第1号)について、
原案のとおり決することに賛成の方は挙手願います。

(全員 挙手)

○議長(篠塚信太郎君) 挙手全員であります。

よって、議案第68号は、原案のとおり可決されました。

《日程第12、議案第69号 平成30年度京丹波町下水道事業特別会計補正予算(第1号)》

○議長(篠塚信太郎君) 日程第12、議案第69号 平成30年度京丹波町下水道事業特別会計補正予算(第1号)を議題とします。

これより質疑を行います。

山田君。

○10番(山田 均君) 歳入の3ページでお尋ねしておきたいんですけども、下水道事業費分担金ということで新規加入、過年度分にはなっておりますが、10万8,000円入金になっております。過年度分ということでございますけども、10万8,000円ということになりますと、グリーンハイツということになるんですけども、改めてお尋ねしておきたいというのと。

前年度分が入金になったということなのか。またほかにそういうように未納の分があるのかどうかもあわせて伺っておきます。

○議長(篠塚信太郎君) 十倉上下水道課長。

○上下水道課長(十倉隆英君) 今、山田議員おっしゃられましたように、グリーンハイツ区にお引越しになられた方の分担金でございまして、平成29年度に申し込みに来られまして、あと住居の手配等で業者と調整がちょっと遅れたということで、分担金の納入が平成30年度の7月になったということでございます。ほかには過年度分の分担金で未徴収の分は

ございません。

以上です。

○議長（篠塚信太郎君） これをもって質疑を終結します。

これより討論を行います。

最初に、原案に反対者の発言を許可します。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（篠塚信太郎君） 次に、原案に賛成者の発言を許可します。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（篠塚信太郎君） これで討論を終わります。

これより、議案第69号を採決します。

議案第69号 平成30年度京丹波町下水道事業特別会計補正予算（第1号）について、
原案のとおり決することに賛成の方は挙手願います。

（全員 挙手）

○議長（篠塚信太郎君） 挙手全員であります。

よって、議案第69号は、原案のとおり可決されました。

《日程第13、議案第70号 平成30年度京丹波町水道事業会計補正予算（第1号）》

○議長（篠塚信太郎君） 日程第13、議案第70号 平成30年度京丹波町水道事業会計補
正予算（第1号）を議題とします。

これより質疑を行います。

山田君。

○10番（山田 均君） 14ページになりますが、営業外費用の中にその他雑支出というの
があるんですけども、金額は50万円でございます。具体的にはどういうものをその他雑支
出というのは指すのか、お尋ねしておきます。

○議長（篠塚信太郎君） 十倉上下水道課長。

○上下水道課長（十倉隆英君） 営業外費用のその他雑支出の50万円の補正でございますが、
これは、過誤納の返還金でございます。平成29年度の冬期間において、漏水等が多数ご
ざいまして、その分の漏水の減免の申請を出された方に対してお返しする部分ございまし
て、当初、30万円の予算を計上しておりましたが、既に漏水減免を求められた方が多くて
費用が不足しているため、今回、補正をさせていただいたところでございます。

以上です。

○議長（篠塚信太郎君） これをもって質疑を終結します。

これより討論を行います。

最初に、原案に反対者の発言を許可します。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（篠塚信太郎君） 次に、原案に賛成者の発言を許可します。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（篠塚信太郎君） これで討論を終わります。

これより、議案第70号を採決します。

議案第70号 平成30年度京丹波町水道事業会計補正予算（第1号）について、原案のとおり決することに賛成の方は挙手願います。

（全員 挙手）

○議長（篠塚信太郎君） 挙手全員であります。

よって、議案第70号は、原案のとおり可決されました。

《日程第14、認定第1号 平成29年度京丹波町一般会計歳入歳出決算の認定について～日程第29、認定第16号 平成29年度京丹波町水道事業会計決算の認定について》

○議長（篠塚信太郎君） 日程第14、認定第1号 平成29年度京丹波町一般会計歳入歳出決算の認定についてから日程第29、認定第16号 平成29年度京丹波町水道事業会計決算の認定についてを一括議題とします。

16件について、決算特別委員会委員長の報告を求めます。

決算特別委員会委員長、坂本美智代君。

○決算特別委員会委員長（坂本美智代君） 去る9月3日の本会議において、決算特別委員会に付託されました平成29年度京丹波町一般会計、13特別会計、国保京丹波町病院事業会計、水道事業会計決算認定について、委員長報告をいたします。

決算特別委員会は、9月12日、13日のいずれも午前9時から開催をいたしました。

それぞれの審議内容につきましては、議長、議会選出の監査委員を除く全議員で特別委員会が設置されたことから、省略をさせていただきます。

審査の結果につきましては、9月13日に議長宛てに提出しております。

お手元に配付の委員会審査報告書のとおり、認定第1号から認定第16号までの16議案について、いずれも原案どおり認定となりました。

それでは、委員会審査報告書を朗読し、報告させていただきます。

委員会審査報告書。

本委員会に付託された事件は、審査の結果、次のとおり決定しましたので、会議規則第7条の規定により報告します。

認定第 1号 平成29年度京丹波町一般会計歳入歳出決算の認定について、原案認定。

認定第 2号 平成29年度京丹波町国民健康保険事業特別会計歳入歳出決算の認定について、原案認定。

認定第 3号 平成29年度京丹波町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算の認定について、原案認定。

認定第 4号 平成29年度京丹波町介護保険事業特別会計歳入歳出決算の認定について、原案認定。

認定第 5号 平成29年度京丹波町下水道事業特別会計歳入歳出決算の認定について、原案認定。

認定第 6号 平成29年度京丹波町土地取得特別会計歳入歳出決算の認定について、原案認定。

認定第 7号 平成29年度京丹波町育英資金給付事業特別会計歳入歳出決算の認定について、原案認定。

認定第 8号 平成29年度京丹波町町営バス運行事業特別会計歳入歳出決算の認定について、原案認定。

認定第 9号 平成29年度京丹波町須知財産区特別会計歳入歳出決算の認定について、原案認定。

認定第10号 平成29年度京丹波町高原財産区特別会計歳入歳出決算の認定について、原案認定。

認定第11号 平成29年度京丹波町桧山財産区特別会計歳入歳出決算の認定について、原案認定。

認定第12号 平成29年度京丹波町梅田財産区特別会計歳入歳出決算の認定について、原案認定。

認定第13号 平成29年度京丹波町三ノ宮財産区特別会計歳入歳出決算の認定について、原案認定。

認定第14号 平成29年度京丹波町質美財産区特別会計歳入歳出決算の認定について、原案認定。

認定第15号 平成29年度国保京丹波町病院事業会計決算の認定について、原案認定。

認定第16号 平成29年度京丹波町水道事業会計決算の認定について、原案認定。

以上、報告といたします。

○議長（篠塚信太郎君） これより、委員長報告に対する質疑を行います。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（篠塚信太郎君） これをもって質疑を終結します。

認定第1号 平成29年度京丹波町一般会計歳入歳出決算の認定についての討論を行います。

最初に、原案に反対者の発言を許可します。

山田君。

○10番（山田 均君） ただいま議題となっております認定第1号 平成29年度京丹波町一般会計歳入歳出決算の認定について、反対の立場から討論を行います。

平成29年度は、寺尾町政2期目の最終の予算として提案され、11月の町長選挙を受けて太田町政へ引き継がれた決算です。

寺尾町政は、広大な京丹波町の地にまいた数々の種が着実に芽吹き、花開こうとしているとして、安心・活力・愛のあるまちづくりをより確かなものにするとして、新庁舎建設や道の駅「味夢の里」へのアクセス道路など政策道路と位置づけ強引に進め、スマートインターチェンジ設置につなげるために進めてきたことは明らかでありました。道の駅「味夢の里」は、地域振興拠点施設として通過のまちにしないために京都縦貫自動車道の通行車両を資源と捉まえ、情報発信と町内への誘導の役割を担うことを施設建設の目的としておりました。目的が曖昧になっております。町内にどう立ち寄ってもらうのか。京丹波町のリピーターをどう増やすのか。そのためには何が必要なのか。もっと取り組むべきであります。

平成29年度の道の駅「味夢の里」の年間総売り上げは、15億4,138万9,823円となっております。その中で、直売所の売り上げ4億951万8,297円、自主事業の売り上げが2,509万2,031円、これを差し引いた11億677万9,495円を施設使用料の基礎額としております。単純に利益率を10%としても、1億5,000万円を超えることとなります。町への納付金は3,033万931円。あとは人件費などを差し引いても多額の利益が指定管理者のサンダイコーグループ、ルーフゲートに入ることとなります。施設は町の施設であるため、維持管理は町の負担となっております。町内の道の駅と大きな差があります。改善をすべきであります。税金を18億2,500万円も投入した地域振興拠点施設として建設した施設であり、サンダイコーグループ、ルーフゲートは指定管理者として正当な利益を受け取り、残りは当然町民に還元されるべきものであり、太田町政に

改善を求めるものです。ここも見直すべき課題があると考えます。

また、この施設は、情報発信と町内への誘導の役割が目的であります。果たすべき役割が曖昧になっています。施設の所有者として、本来の目的が果たせるように取り組みを強化すべきです。太田町政に本来の役割が果たせるように求めるものであります。

また、家畜排せつ物を利用したメタン発酵やバイオマス産業都市構想、ロケ誘致事業などを進めてきましたが、まちづくりの基本は、地方自治体として、そこに住んでいる地域住民の暮らしと福祉、健康や安全を守ることです。住民の自主性や意欲を引き出し、生産に結びつくこと。やりがいを引き出し、地域の活力を引き出す支援を行い、地域づくりの基本に農林業を据えた町政運営を行い、周辺部でも安心して暮らせるまちづくりを求めるものであります。

また、平成26年9月に丹波マーケスを管理運営する丹波地域開発株式会社へ経営支援として、6億700万円の公金投入を行いました。さきの町長選挙で町民がきっぱりとそれへの審判を下しました。

太田町政は、タウンミーティングで公金投入の経過を説明し、一定の理解が得られたと説明をされておりますが、公金投入による波及効果、メリットがどうあらわれているのか。地域住民への還元はどうか。経営内容も企業秘密として公表を拒否するのではなく、第三セクターで出資比率が50%以下でも、3億300万円の出資と6億700万円の公金投入をした第三セクターの丹波地域開発株式会社の経営状況や公的支援でその効果がどうあらわれているかなど、町民に全ての情報を公表することが選挙で当選した町長の町民に対する責任と義務があることを指摘するものであります。会社としての経営責任は不問、経営実態や内容については企業秘密として公表をしないのではなく、町民の立場で公平公正に丹波マーケスの税金投入時の説明や理由はどう実施されているのか、太田町政は明らかにする責任があります。

また、丹波地域開発株式会社に買い物支援事業をモデル事業として実施をし、マイクロバス購入費、燃料代、運転手賃金など、費用を全額税金で負担する全面委託のモデル事業は見直すべきです。町内の業者は自主的な取り組みに支援を受けて努力をされていることから見ても、買い物支援モデル事業は弱者対策を口実にした丹波マーケス支援にほかなりません。テナント業者でお客様対策として取り組むべきで、そこへの支援とすべきです。買い物弱者対策は、高齢化の中で京丹波町の最重要課題です。全町民を対象にどうあるべきかを緊急に検討すべきです。

平成29年度決算は、不用額が前年度の4億8,600万円に近い4億7,400万円と

なっています。予算総額の3.93%となっています。地方自治法第2条第14項では、地方公共団体は、その事務を処理するに当たっては住民の福祉の増進に努めるとともに、最小の経費で最大の効果を上げるようにしなければならないとしております。この原則に立って補正予算の段階で調整し、大きな不用額が出ないように必要な事業に予算化すべきことを指摘するものです。

平成29年度は、中学校のトイレの洋式化改修工事、小中学校の通学バス無料化、耐震シェルター設置補助金制度、高校生までの医療費助成、住宅改修助成制度など評価すべきものもあります。よいことはよいと評価するものであります。

太田町長は、昨年の11月の町長選挙で寺尾町政の刷新を掲げて選挙戦を戦い当選をされました。特に、丹波地域開発株式会社の公金投入問題や新庁舎建設の見直しなど選挙戦の争点になり、現職が投票総数の3割も支持がなかったことは、町政運営が町民目線から大きく逸脱していた結果だと思えます。寺尾町政の刷新を公約した太田町長は、平成29年度の決算から見直すべきものはなかったのか。また、強化すべき点はなかったのか。十分な検討をすべきです。

丹波地域開発株式会社の公金投入問題でも税金投入の経過と同時に、第三セクターであるからこそ公金投入の前に経営診断で指摘された改善策がどう実施されたのか。経営責任はどうであったのか。税金投入によって町民に約束したメリットはどう得ているかなど再点検を行うべきです。検証を行う責任があります。

新庁舎建設の見直しでも建設事業費が身の丈に合ったものなのか。将来の財政負担や財政見直しによる町民への暮らしの影響なども明らかにして、住民の合意と納得で進めるべきです。

選挙の争点となった丹波マーケスへの公金投入問題、新庁舎建設は身の丈に合ったものと町民が求める取り組みが不十分である点も指摘して反対討論といたします。

○議長（篠塚信太郎君） 次に、原案に賛成者の発言を許可します。

梅原君。

○14番（梅原好範君） 認定第1号 平成29年度京丹波町一般会計歳入歳出決算の認定について、私は、本予算の編成に携わり、その執行を見守った者としての責任を持ち、賛成の立場で討論を行います。

平成29年度は、国においては衆議院議員総選挙、また、本町においては町長選挙・町議会議員一般選挙が執行され、それぞれが激戦を経て新しい町政へと移行したところです。

このような状況下でありながらも、平成29年度における予算編成の目的とした安心・活

力・愛のあるまちづくりのための各種施策は、助け合いと活力のある健康の里づくりに向かいしっかりと引き継がれ、職員の皆様の努力のもとで適正な執行がなされたものと考えます。

また、たび重なる災害に見舞われたことから、まちづくりを模索する中で、安心・安全という言葉の持つ意味がどれほど重要なのかを再認識しながら、災害時における行政職員、消防団員の対応、加えて各行政区の区長さんや民生児童委員さんの皆さんに昼夜を問わず活動いただきましたことは、地域の安全を守り住民に大きな安心を与えていただいたものと心からの感謝をするものです。

さて、行政再編後、12年が経過し、徐々にではありますが、旧3町の心の合併は進んでいるものと感じます。その1つに、京丹波町区長会の活動において、全体の研修会を通じ意見交換を行う中で、それぞれの地域の取り組みを参考事例とし、みずからの地域に取り入れることを模索されるなど連帯感の醸成、協調性は高まっております。

また、隣近所が疎遠となりつつある中で、自助・共助の大切さを理解しながら地域づくりに取り組んでおられるところも少なくありません。

町行政におかれましても、その道しるべとなるよう、今後も引き続きさらなる支援をお願いいたします。もちろん我々議員もそれぞれの立場で地域に寄り添い、しっかりと参画してまいります。

平成29年度の歳出決算額は、108億4,054万9,788円と本町の標準財政規模から比較しても、依然として高い数字で推移しており、住民目線によるサービスの充実もその要因の1つであると考えます。

しかし、その財源の大部分を占める普通交付税は、市町村合併の恩恵を受けながら今日まで推移しておりますが、合併特例期間も平成28年度から段階的な縮減に入っており、急激に厳しさを増しています。その影響もあり、財政調整基金から3年ぶりに取り崩しを行うなど、決して楽観視のできる状況ではありません。

そのような厳しい現状にありながらも、主要施策として取り組まれています健康診査事業や子育て支援施策、加えて有害鳥獣対策事業を通して住民の健康や安心して住みやすい環境整備、生活支援、農林業生産意欲の増進を目指し、多岐にわたる事業が展開されていることはしっかりと認識できるものです。

また、冒頭にも述べましたが、安心して災害に強いまちづくりにおいては、消防資機材の充実による災害予防と減災に向けた取り組みはもちろんのこと、不幸にして被災された地域、皆様に向けたきめ細やかな復旧支援は、多くの皆様の勇気づけながら日常生活への再建、あるいは営業意欲の喪失を回避するために多大な実効果を示すものとなりました。

今後においても、新庁舎の建設を初め、認定こども園の建設といった大型事業が計画されていることから、公平公正な財源の確保とさらなる経費の削減に努めていただき、京丹波町は健康であり続けるよう取り組んでいただくことを強く期待いたします。

以上、平成29年度決算は、それぞれの事業目的に沿った予算執行がなされ、住民が心から願う安心な生活の継続に寄与したことを認めます。

執行に当たり地域と一体となり取り組んでいただいた職員の皆さんに慰労と感謝を申し添え、私の賛成討論といたします。

○議長（篠塚信太郎君） ほかに討論はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（篠塚信太郎君） これで討論を終わります。

決算認定の表決は起立により行います。

これより認定第1号を採決します。

本案に対する委員長の報告は認定であります。

認定第1号 平成29年度京丹波町一般会計歳入歳出決算の認定について、委員長報告のとおり決することに賛成の方は起立願います。

（多数 起立）

○議長（篠塚信太郎君） 起立多数であります。

よって、認定第1号は、委員長報告のとおり認定されました。

次に、認定第2号 平成29年度京丹波町国民健康保険事業特別会計歳入歳出決算の認定についての討論を行います。

最初に、原案に反対者の発言を許可します。

東君。

○4番（東まさ子君） それでは、認定第2号 平成29年度京丹波町国民健康保険事業特別会計歳入歳出決算の認定について、反対の立場から討論を行います。

日本共産党議員団は、この間、町民所得、特に国保世帯の所得が下がる中、国保税が重い負担となっていることから保険税の引き下げを求めてきました。

国保は、他の医療保険に比べ、年金生活者や非正規労働者の加入が増え、加入者の年齢構成が高いため医療水準も高く、また、低所得者が多く所得水準が低いことから、保険税が高くなるという構造的な問題を抱えております。

こうした問題に加え、国が国庫補助金を医療費の45%から給付費の50%にしたことから、国の補助金が医療費の35%と10%も大幅に削減されたことが高過ぎる保険税の要因

となっております。

また、サラリーマンが加入する協会けんぽや公務員の皆さんが加入する共済組合であれば、所得により保険税が決まるため、扶養する家族が増えても保険料は変わりません。

しかし、世帯内の加入世帯数に均等割保険税が付加される国保の場合には、生まれたばかりの赤ちゃんであっても、保険税の負担能力がなくても、必ず均等割、子どもの場合3万1,500円がかかります。2人であれば6万3,000円、3人であれば9万4,500円がかかります。子どもが増えるほど保険税が上がっていきます。子育て支援にも逆行するものがあります。協会けんぽや共済組合は、子どもがいても保険税は変わりません。

平成28年には、厚労省も国保の国庫負担金のペナルティーを未就学児までに限り廃止をしました。若い夫婦は暮らしが大変であり、子どもへの均等割の軽減を図るべきであります。

平成29年度の国保会計の決算は、差し引き収支が1億92万1,955円、そして基金の積立金が2億3,256万2,000円あり、合計3億3,348万3,955円の黒字であったことがわかりました。高過ぎる国保税を引き下げのための財源はあったのに引き下げが行われませんでした。この点でまず認定することはできません。

また、収納率については、94%と高い収納率となっておりますが、納付期間が過ぎれば京都地方税機構に機械的に移管をするなど、やむなく払えなくなっている多くの滞納者の実態を見ていないのではないかと感じるところであります。

国は、現状では、3,400億円を出して国保を支援しております。しかしながら、高いこの国保税をほかの健保並みにしていくためには、1兆円の繰り入れをしてもらわなければならないという意見が全国市長会や知事会の意見であります。国に対しさらなる増額を求めることを強く求めまして、反対討論といたします。

○議長（篠塚信太郎君） 次に、原案に賛成者の発言を許可します。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（篠塚信太郎君） これで討論を終わります。

これより認定第2号を採決します。

本案に対する委員長報告は認定であります。

認定第2号 平成29年度京丹波町国民健康保険事業特別会計歳入歳出決算の認定について、委員長報告のとおり決することに賛成の方は起立願います。

（多数 起立）

○議長（篠塚信太郎君） 起立多数であります。

よって、認定第2号は、委員長報告のとおり認定されました。

次に、認定第3号 平成29年度京丹波町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算の認定についての討論を行います。

最初に、原案に反対者の発言を許可します。

東君。

○4番（東まさ子君） それでは、認定第3号 平成29年度京丹波町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算の認定について、反対の立場で討論を行います。

平成29年度の事業報告書では、被保険者の約2分の1が低所得者となっています。そんな中、保険料の収納状況、年金から天引きされている特別徴収は収納率が100%ですが、普通徴収のほうは滞納の方があります。しかも、徴収率が年々下がっているということは、高齢者の生活の厳しさを反映した結果ではないかと考えます。

当初、75歳以上の方だけを集めて保険制度をつくるということで、全国的に批判の声が広がったため、国は所得の低い方への特例軽減措置や不均一保険料への財源措置などを実施しました。

しかし、その不均一保険料も6年で打ち切り、保険料の特例軽減も均等割の9割軽減、8.5割軽減は据え置きとされましたが、安倍政権の社会保障改革の方針のもと、所得割軽減は、平成29年度、5割軽減から2割軽減になりました。平成30年度には軽減率がゼロということで、暮らしに大きな影響を与えるものであります。

本町の1人当たりの医療費は75万8,737円で、府内で下から3番目ということであり、医療給付費の格差を放置したままで保険料を同じにすることは余りにも無謀なやり方であり、被保険者の理解は得られません。保険料は医療給付に応じた保険料にすべきであります。特例軽減は継続すべきであります。

このような高齢者いじめの政治を改めるように国に要望することを強く求めまして、反対の討論といたします。

○議長（篠塚信太郎君） 次に、原案に賛成者の発言を許可します。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（篠塚信太郎君） これで討論を終わります。

これより認定第3号を採決します。

本案に対する委員長の報告は認定であります。

認定第3号 平成29年度京丹波町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算の認定について、委員長報告のとおり決することに賛成の方は起立願います。

（多数 起立）

○議長（篠塚信太郎君） 起立多数であります。

よって、認定第3号は、委員長報告のとおり認定されました。

次に、認定第4号 平成29年度京丹波町介護保険事業特別会計歳入歳出決算の認定についての討論を行います。

最初に、原案に反対者の発言を許可します。

東君。

○4番（東まさ子君） それでは、認定第4号 平成29年度京丹波町介護保険事業特別会計歳入歳出決算の認定について、反対の立場から討論を行います。

第6期の介護保険事業計画では、京丹波町の保険料は府内で2番目に高い介護保険料でありました。財源の構造的な問題があったといたしましても、給付対象の高齢者が増えるから保険料の値上げは仕方ないという考え方では、公費の負担割合が増えない限り保険料は上がり続けていきます。これは年金や所得が年々減っている中で、高齢者や低所得者にとって耐えがたい負担が続くこととなります。

現在の介護保険料の未納者は平成29年度では83人となっており、増えてきている傾向があります。そして、直接納付の方であり、低年金者であることが予想されます。低所得者対策のないままでは滞納者を増やすだけであります。実際に自分が介護保険が必要になったときに、受けようと思ったときにだめとなつては大変であります。保険料を滞納した場合、ペナルティーがあるということで、平成29年度では給付制限が2名あったということでありました。制限については生活にかかわることであり、この制限についてはやめるべきであります。

また、平成29年度から全ての自治体で介護予防生活支援総合事業がスタートいたしました。本町では、前倒しで進めてきたところではありますが、通所型現行相当サービスや通所型サービスA事業では、事業費単価が減ることになり、事業所や利用者に影響が出ております。介護が必要な状態になつても、介護サービスを利用しながら自分の持てる力、残存能力を活用して自分の意思で主体的に生活ができる。このことが自立であります。

しかし、安倍政権は、介護が要らない状態まで回復を目指すとして、食事、入浴介助等を中心としたお世話型の介護から自立支援介護を位置づけ、2018年度の報酬改定では、要介護度を改善させた事業所の報酬を引き上げ、自立支援や回復に後ろ向きな事業所の報酬を減額するという介護保障上のインセンティブを強めようとしております。

介護保険制度開始から17年を経過し、目まぐるしく制度が改正され、利用者も、そして家族はもちろん、保険者である自治体も翻弄されております。年金が減る中、介護保険料の

負担増、保険範囲の縮小は、高齢者の生活を脅かしております。暮らしを守る自治体として必要なサービスは抑制しない。機械的な対応もしない。安心して介護サービスが受けられるように、介護保険事業の運営に努めていただくことを強く求めまして、反対討論といたします。

○議長（篠塚信太郎君） 次に、原案に賛成者の発言を許可します。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（篠塚信太郎君） これで討論を終わります。

これより認定第4号を採決します。

本案に対する委員長の報告は認定であります。

認定第4号 平成29年度京丹波町介護保険事業特別会計歳入歳出決算の認定について、委員長報告のとおり決することに賛成の方は起立願います。

（多数 起立）

○議長（篠塚信太郎君） 起立多数であります。

よって、認定第4号は、委員長報告のとおり認定されました。

次に、認定第5号 平成29年度京丹波町下水道事業特別会計歳入歳出決算の認定についての討論を行います。

最初に、原案に反対者の発言を許可します。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（篠塚信太郎君） 次に、原案に賛成者の発言を許可します。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（篠塚信太郎君） これで討論を終わります。

これより認定第5号を採決します。

本案に対する委員長の報告は認定であります。

認定第5号 平成29年度京丹波町下水道事業特別会計歳入歳出決算の認定について、委員長報告のとおり決することに賛成の方は起立願います。

（全員 起立）

○議長（篠塚信太郎君） 起立全員であります。

よって、認定第5号は、委員長報告のとおり認定されました。

次に、認定第6号 平成29年度京丹波町土地取得特別会計歳入歳出決算の認定についての討論を行います。

最初に、原案に反対者の発言を許可します。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(篠塚信太郎君) 次に、原案に賛成者の発言を許可します。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(篠塚信太郎君) これで討論を終わります。

これより認定第6号を採決します。

本案に対する委員長の報告は認定であります。

認定第6号 平成29年度京丹波町土地取得特別会計歳入歳出決算の認定について、委員長報告のとおり決することに賛成の方は起立願います。

(全員 起立)

○議長(篠塚信太郎君) 起立全員であります。

よって、認定第6号は、委員長報告のとおり認定されました。

次に、認定第7号 平成29年度京丹波町育英資金給付事業特別会計歳入歳出決算の認定についての討論を行います。

最初に、原案に反対者の発言を許可します。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(篠塚信太郎君) 次に、原案に賛成者の発言を許可します。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(篠塚信太郎君) これで討論を終わります。

これより認定第7号を採決します。

本案に対する委員長の報告は認定であります。

認定第7号 平成29年度京丹波町育英資金給付事業特別会計歳入歳出決算の認定について、委員長報告のとおり決することに賛成の方は起立願います。

(全員 起立)

○議長(篠塚信太郎君) 起立全員であります。

よって、認定第7号は、委員長報告のとおり認定されました。

次に、認定第8号 平成29年度京丹波町町営バス運行事業特別会計歳入歳出決算の認定についての討論を行います。

最初に、原案に反対者の発言を許可します。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(篠塚信太郎君) 次に、原案に賛成者の発言を許可します。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長（篠塚信太郎君） これで討論を終わります。

これより認定第8号を採決します。

本案に対する委員長の報告は認定であります。

認定第8号 平成29年度京丹波町町営バス運行事業特別会計歳入歳出決算の認定について、委員長報告のとおり決することに賛成の方は起立願います。

（全員 起立）

○議長（篠塚信太郎君） 起立全員であります。

よって、認定第8号は、委員長報告のとおり認定されました。

次に、認定第9号 平成29年度京丹波町須知財産区特別会計歳入歳出決算の認定についての討論を行います。

最初に原案に反対者の発言を許可します。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（篠塚信太郎君） 次に、原案に賛成者の発言を許可します。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（篠塚信太郎君） これで討論を終わります。

これより認定第9号を採決します。

本案に対する委員長の報告は認定であります。

認定第9号 平成29年度京丹波町須知財産区特別会計歳入歳出決算の認定について、委員長報告のとおり決することに賛成の方は起立願います。

（全員 起立）

○議長（篠塚信太郎君） 起立全員であります。

よって、認定第9号は、委員長報告のとおり認定されました。

次に、認定第10号 平成29年度京丹波町高原財産区特別会計歳入歳出決算の認定についての討論を行います。

最初に、原案に反対者の発言を許可します。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（篠塚信太郎君） 次に、原案に賛成者の発言を許可します。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（篠塚信太郎君） これで討論を終わります。

これより認定第10号を採決します。

本案に対する委員長の報告は認定であります。

認定第10号 平成29年度京丹波町高原財産区特別会計歳入歳出決算の認定について、
委員長報告のとおり決することに賛成の方は起立願います。

(全員 起立)

○議長(篠塚信太郎君) 起立全員であります。

よって、認定第10号は、委員長報告のとおり認定されました。

次に、認定第11号 平成29年度京丹波町桧山財産区特別会計歳入歳出決算の認定につ
いての討論を行います。

最初に、原案に反対者の発言を許可します。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(篠塚信太郎君) 次に、原案に賛成者の発言を許可します。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(篠塚信太郎君) これで討論を終わります。

これより認定第11号を採決します。

本案に対する委員長の報告は認定であります。

認定第11号 平成29年度京丹波町桧山財産区特別会計歳入歳出決算の認定について、
委員長報告のとおり決することに賛成の方は起立願います。

(全員 起立)

○議長(篠塚信太郎君) 起立全員であります。

よって、認定第11号は、委員長報告のとおり認定されました。

次に、認定第12号 平成29年度京丹波町梅田財産区特別会計歳入歳出決算の認定につ
いての討論を行います。

最初に、原案に反対者の発言を許可します。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(篠塚信太郎君) 次に、原案に賛成者の発言を許可します。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(篠塚信太郎君) これで討論を終わります。

これより認定第12号を採決します。

本案に対する委員長の報告は認定であります。

認定第12号 平成29年度京丹波町梅田財産区特別会計歳入歳出決算の認定について、
委員長報告のとおり決することに賛成の方は起立願います。

(全員 起立)

○議長（篠塚信太郎君） 起立全員であります。

よって、認定第12号は、委員長報告のとおり認定されました。

次に、認定第13号 平成29年度京丹波町三ノ宮財産区特別会計歳入歳出決算の認定についての討論を行います。

最初に、原案に反対者の発言を許可します。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（篠塚信太郎君） 次に、原案に賛成者の発言を許可します。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（篠塚信太郎君） これで討論を終わります。

これより認定第13号を採決します。

本案に対する委員長の報告は認定であります。

認定第13号 平成29年度京丹波町三ノ宮財産区特別会計歳入歳出決算の認定について、委員長報告のとおり決することに賛成の方は起立願います。

（全員 起立）

○議長（篠塚信太郎君） 起立全員であります。

よって、認定第13号は、委員長報告のとおり認定されました。

次に、認定第14号 平成29年度京丹波町質美財産区特別会計歳入歳出決算の認定についての討論を行います。

最初に、原案に反対者の発言を許可します。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（篠塚信太郎君） 次に、原案に賛成者の発言を許可します。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（篠塚信太郎君） これで討論を終わります。

これより認定第14号を採決します。

本案に対する委員長の報告は認定であります。

認定第14号 平成29年度京丹波町質美財産区特別会計歳入歳出決算の認定について、委員長報告のとおり決することに賛成の方は起立願います。

（全員 起立）

○議長（篠塚信太郎君） 起立全員であります。

よって、認定第14号は、委員長報告のとおり認定されました。

次に、認定第15号 平成29年度国保京丹波町病院事業会計決算の認定についての討論

を行います。

最初に、原案に反対者の発言を許可します。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(篠塚信太郎君) 次に、原案に賛成者の発言を許可します。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(篠塚信太郎君) これで討論を終わります。

これより認定第15号を採決します。

本案に対する委員長の報告は認定であります。

認定第15号 平成29年度国保京丹波町病院事業会計決算の認定について、委員長報告のとおり決することに賛成の方は起立願います。

(全員 起立)

○議長(篠塚信太郎君) 起立全員であります。

よって、認定第15号は、委員長報告のとおり認定されました。

次に、認定第16号 平成29年度京丹波町水道事業会計決算の認定についての討論を行います。

最初に、原案に反対者の発言を許可します。

山田君。

○10番(山田 均君) ただいま提案になっております認定第16号 平成29年度京丹波町水道事業会計決算の認定に反対の立場から討論を行います。

平成29年度京丹波町水道事業会計決算は、平成29年4月1日から、これまでの水道事業を地方公営企業法に基づく全面適用とした最初の決算ですが、事業報告にもあるように、事業の効率化を目的に平成29年度から全町一水道事業として統合し、企業会計に移行しました。

平成20年京都府公共事業再評価委員会では、人口を丹波・瑞穂で1万4,260人と事業認可から4,740人も給水人口を減らしながら、1日最大給水量を1万4,058トンとして、認可水量とほとんど変わらない水量としております。給水先は町内の企業への給水となっております。

畑川ダム総合開発事業の公共事業再評価委員会に提出した京丹波町の資料は、目標年度の平成30年度人口目標を1万4,260人と人口目標は事業当初2万5,000人の約半分にし、1万740人減と大幅に見直しをしました。統合事業の丹波・瑞穂地域での人口ということになるわけでありませう。

しかし、水需要予測の見直しは、町内企業に水需要の要望調査をしたとして、町内企業等から日量4,340トンの増量要望があるとして、人口は計画の当初50%近く減らしながら、町内企業からの水需要に応えることと開発案時の水需要の見込みがあるとして、日量5,000トンの水が必要の根拠として、畑川ダム建設を強引に推進してきました。

しかし、町内企業上位10社の増量要望は、日量3,310トンと見込んでおりますが、平成19年度に示された企業の使用水量は上位10社で日量1,340トンであります。

平成29年度決算資料で見ると、10社の日量使用水量は1,312トンで、平成19年度より使用水量は減少しております。調査した企業の増量要望と比較すると全く増量になっていません。企業は、経営状況などで見通しは不透明であります。結局は、畑川ダム建設ありきの調査だったと言えます。

また、下山の工業団地の水需要計画では、日量1,050トンでありましたが、現在、操業している企業の使用水量は日量41.4トンであります。半分にもなっていませんし、現地を見ればもう増量の見通しはありません。企業の水需要の増量要望は、水を必要とする時期も見通しもないというのが実態です。

平成20年の事業再評価の水需要予測は、生活用水として日平均給水量を4,265トン、業務用用水として日量平均給水量を5,079トンとして、統合事業を進めてきた水需要予測を大幅に下回っており、その結果として、水道使用料金が府下でも高額な料金になっている要因の1つであります。日量5,000トンの水が必要として畑川ダム建設を強引に進めてきたこの根拠がなくなっていることは明らかで、ダムありきで計画を進めた行政の責任は重大です。畑川ダム建設の目的は、洪水調整が第一と今になっており、過大な水需要計画に固守するのではなく、京丹波町への取水量の見直し、負担割合の見直しを京都府に求めるべきであります。

また、平成29年度から公営企業会計に移行しましたが、将来の水需要の見込みのない投資などは水道料金の引き上げになり住民負担となります。京丹波町でも丹波・瑞穂地域は分水嶺で水不足に悩まされてきました。これまで多くの水源地を確保して水を確保し、新たに水原や下山に新規水源を確保して9,200トンの水を確保しております。

現在、使用している施設の維持管理に重点を移し、委託業者に任せるのではなく、職員が現場主義を徹底して老朽化した施設改修や水源の枯渇などへの対策を急ぐべきです。ダムに全てを依存する考え方から既存の施設維持、改修などを計画的に取り組むべきです。

あわせて、水道の閉栓、開栓の手数料が1回3,000円は余りにも高額です。水は住民が生活していく上で欠かせないものであります。この立場から基本料金の1カ月分を超える

手数料は異常です。全国でもこんな高額な手数料が必要な市町村は見当たりません。直ちに
見直すべきものです。

水道の給水量はダムだけに頼らなくても安心しておいしい水を十分賄えることを明らかに
しております。高齢者はもちろん、若い世代も安心できる低料金で安心・安全でおいしい水
が供給できるよう水需要計画の見直しを求めて反対討論といたします。

○議長（篠塚信太郎君） 次に、原案に賛成者の発言を許可します。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（篠塚信太郎君） これで討論を終わります。

これより認定第16号を採決します。

本案に対する委員長の報告は認定であります。

認定第16号 平成29年度京丹波町水道事業会計決算の認定について、委員長報告のと
おり決することに賛成の方は起立願います。

（多数 起立）

○議長（篠塚信太郎君） 起立多数であります。

よって、認定第16号は、委員長報告のとおり認定されました。

《日程第30、発議第2号 2025年国際博覧会の誘致に関する決議》

○議長（篠塚信太郎君） 日程第30、発議第2号 2025年国際博覧会の誘致に関する決
議を議題とします。

本決議は、会議規則第14条第1項及び第2項の規定により、鈴木利明議員ほか1名から
議長に提出されております。提出者に提案説明を求めます。

鈴木利明君。

○15番（鈴木利明君） お手元の発議第2号をごらんください。

発議第2号、平成30年9月26日、京丹波町議会議長 篠塚信太郎様、提出者 京丹波
町議会議員 鈴木利明、賛成者 京丹波町議会議員 梅原好範。

2025年国際博覧会の誘致に関する決議

上記の議案を裏面のとおりに会議規則第14条第1項及び第2項の規定により提出します。

裏面をごらんください。

2025年国際博覧会の誘致に関する決議案でございます。

朗読いたします。

2025年に「いのち輝く未来社会のデザイン」をテーマに、国際博覧会を大阪・関西が

一体となって開催することは、新たな産業や観光のイノベーションが期待できる。同時にこのことは、大きな経済効果をもたらすとともに、全世界に向けて大阪・関西の存在感を示す絶好の機会となり、その意義は極めて大きい。

また、このような国際博覧会の開催は、広く京都府における産業振興や観光文化交流等を促進するとともに、府内各地域の振興や住民の生活向上にも寄与することが期待できる。

よって、京丹波町議会は、大阪・関西における国際博覧会の開催を支持するとともに、誘致実現に向けた国内機運の醸成など、必要な取り組みを国、地元大阪府・市、多くの市町村議会や経済界とともに積極的に推進していく。

以上、決議する。

平成30年9月26日、京丹波町議会案でございます。

次に、提案の理由を説明申し上げます。

その1つは、今日までの経緯について説明を申し上げます。

2025年日本万国博覧会誘致委員会榊原会長名をもって、2025年国際博覧会の誘致に関する決議の依頼が8月3日、京丹波町議会議長篠塚議長にありました。他の立候補2国との熾烈な誘致競争を勝ち抜くためには、日本国内での機運の盛り上げが大きな評価のポイントとなるとして、本年秋の国際国決定に向け、国際博覧会誘致推進の決議要請があったのであります。13年前開催された2005年の愛知国際博覧会招致成功もまさにここにありました。当時、政府代表を務めた松尾隆之氏はこう語っております。

2つは、2025年国際博覧会誘致の概要について説明を申し上げます。

今から48年前の1970年、昭和45年、太陽の塔に象徴される日本国際博覧会は、77国が参加のもとに6,400万人が入場しました。このエキスポ70は、さまざまなドラマを生み、日本の新時代の幕あけとなったことは皆さんご存じのとおりであります。国際博覧会は、世界中の人々が参加する国家プロジェクトとして、人類共通の課題を解決する場があります。万国博覧会、万博は、国際博覧会の通称を指します。

そこで、重要な2025年国際博覧会の概要を申し上げます。

テーマは、先ほど冒頭に申しましたように、いのち輝く未来社会のデザイン。多様で心身ともに健康な生き方。持続可能な社会・経済システムを標榜しております。

開催期間は、2025年5月から11月までの6カ月間でございます。この間、入場者見込みは、約2,800万人を見込んでおります。開催場所は、大阪此花区の夢洲人工島でございます。約155ヘクタールに建設費1,250億円をもって開催されます。これによる経済波及効果は、1兆9,000億円とも試算されております。

なぜ、国際博覧会開催なのか。それは、2020年の東京オリンピック開催後も日本経済の成長を持続させることが大きな目的であります。

また、悠久の歴史と文化を誇る大阪・関西が、異文化との交流を通じて、全世界にその存在感を示す絶好の機会となります。

今年11月23日の開催国決定まで、あと2カ月と迫ってきました。ロシア、アゼルバイジャン、2国に勝利するためには、国内機運の醸成が評価決定の大きな要因になると言われております。現在、47都道府県議会を含む議会と行政団体等の誘致決議は、200団体を超えております。誘致委員会は、これが誘致決定の大きな支えとなっておることを強く指摘しておるところでございます。

3つ目に、国際博覧会の開催は、京都など関西にどのようなメリットをもたらすのかを申し上げます。

その1つは、2020年の東京オリンピック後の日本経済の成長を持続させる起爆剤となること。

2つには、新たな産業や観光のイノベーションが期待でき、国の試算では、京都府などに約2億円の経済波及効果があると指摘しております。

3つ目には、大阪・関西が異文化との交流を通じて、全世界にその存在感を示す絶好の機会となること。

4つ目には、京都府における産業振興や観光・文化の交流等を促進するとともに、府内各地域の振興や住民生活の向上が期待できること。

5つ目には、本町にも観光客増加などの波及効果も十分期待できるなどが上げられます。

以上、経緯。2つには、開催の概要。3つには、京都府などへの波及効果、以上、3点を説明いたしました。

以上、2025年国際博覧会の誘致に関する決議について提案の理由といたします。

○議長（篠塚信太郎君） 以上、説明のとおりです。

これより質疑を行います。

山田君。

○10番（山田 均君） 今、2025年国際博覧会の誘致に関する決議の内容、また説明、経緯について、提出者の鈴木議員からあったわけでありましたが、博覧会の持つ意義を強調していただいたわけでございますけれども、今回、予定されております大阪の夢洲というのは、いわゆる先日の関西国際空港ではありませんが、人工島でございますので、そういう災害に対する不安も大いにあるわけでありましたが、それとあわせて、大阪府や大阪市が盛んに今強

調しているのは、万博とあわせて、隣にカジノを含む総合型リゾート施設をつくるんだということをおっしゃるわけですね。そういう法律も通ったわけでありまして、カジノというのは刑法が禁じる賭博であります。日本は、ギャンブル依存症が非常に大国として、依存症対策というのも強く言われておられるわけでごさいますけれども、それとセットで万博会場を誘致して、その横にカジノをつくるという構想に乗っていくということは、やはり別の問題としてしっかり考えるべきだと。当然、万博は万博としてきちっと分けてやるべきだと思うわけですが、大阪の松井知事は、成長の起爆剤として万博とIR、カジノとの相乗効果を狙うと言っておられますし、大阪市のホームページでは、夢洲にIR、カジノと大阪万博と両方を誘致するということをおっしゃるんですね。そういうやり方は間違いだというふうに思うわけでごさいますけれども、その点について提出者に考えを伺っておきたいと思っております。

○議長（篠塚信太郎君） 鈴木君。

○15番（鈴木利明君） お答えいたします。

私は、今のご質問には全く関係ないと承知をしております。

と申しますのは、万博というのは、ご案内のとおり、博覧会協会が会場を整備し運営いたします。同時に、今ご指摘のIRは、民間事業が一体的に整備運営するもので、このように事業主体は全く別であります。同時に、IR区域の目指すエリアは、万博の北側に位置しまして、それぞれの立場は完全に分離されております。

最後に申し上げることは、万博、IRとは、それぞれの独立した事業で、双方の依存性は100%ありません。

以上、3つの理由を申し上げます。

○議長（篠塚信太郎君） 山田君。

○10番（山田 均君） 全く関係ないと言われますが、実際、盛んに大阪の知事がはっきりと万博とIRの相乗効果を言っておりますし、大阪市でもIRと大阪万博の両方を誘致して、当然セットでその知事や市長は言っておられるわけでごさいます。幾ら関係ないと言っても、当然、そこで仕切られるわけではありませぬので、当然、1つの夢洲の中にあつて、行き来ができるということでごさいますし、当然、そこへ来る人をカジノへ来ていただくということも当然言っておられるわけでごさいますし、大阪の一番誘致の当事者がそう言っておられるわけでごさいますから、幾ら京丹波町の議員が言っても、大阪の知事がはっきりそう言って推進をしておられるわけでごさいますから、説得にはならないというふうに思うんですが、改めてその点伺っておきたいと思っておりますし、カジノというものについて、どのように考えておられるのか、あわせて伺っておきたいと思っております。

○議長（篠塚信太郎君） 鈴木君。

○15番（鈴木利明君） カジノについては、私は余りよく承知しませんので、触れることは差し控えます。

しかし、先ほど申し上げましたように、3つのそれぞれの区分、営業主体、エリア、双方の依存性は100%ないということを申し上げました。

ただ、ご指摘のとおり、万博に来られて、そしてカジノに行かれる人はあるかもしれませんが、行かない人が多いだろうと思いますけれども、あるかもしれません。しかし、それは、別途、行動基準に基づく行動でございますので、私たちは、いずれにしても、大阪への2025年国際博覧会を絶対的に誘致したい。この思いでございます。

以上です。

○議長（篠塚信太郎君） これをもって質疑を終わります。

これより討論を行います。

最初に、原案に反対者の発言を許可します。

坂本君。

○3番（坂本美智代君） ただいま提案をされました発議第2号 2025年国際博覧会の誘致に関する決議案について、反対の立場で討論いたします。

昨年7月に開かれました関西広域連合議会において万博誘致決議が提案をされ、可決をされました。その採択を受けて広域連合議会に参加する府、県、政令市の議会に誘致決議を上げる働きかけがされました。私どもは、国際博覧会そのものに必ずしも反対するものではありません。

しかし、大阪府、大阪市が進める万博には次の点に問題があります。

今回、誘致しようとしている万博会場は、大阪湾の人工島夢洲であり、会場に隣接して2024年にカジノを含む総合型リゾート施設IRの事業を開業し、翌年の2025年に万博開催というスケジュールとなっています。まさにIRイコールカジノをセットした誘致であります。

先ほどもありましたように、カジノは刑法が禁ずる賭博であります。日本は、ギャンブル依存症大国とも言われ、依存症対策が急がれているときにこれは逆行するものであります。

万博は、商業的な性格を有するものは除くと条約で定義されており、万博誘致にはこうしたカジノを含む総合型リゾート施設IRと切り離れた候補地を選定すべきであります。

松井大阪府知事は、成長の起爆剤として万博とIRの相乗効果を狙うとし、また、大阪市のホームページにおいても、夢洲にIRと大阪万博の両方を誘致し、それらを連動運命共同

体とするとしております。カジノによって万博が掲げるいのち輝く未来社会のデザインなどを描かれるはずはありません。

このように、国際博覧会の誘致と I R 誘致を一体に進めようとする誘致運動には反対いたします。

○議長（篠塚信太郎君） 次に、原案に賛成者の発言を許可します。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（篠塚信太郎君） これで討論を終わります。

これより、発議第 2 号を採決します。

発議第 2 号 2025 年国際博覧会の誘致に関する決議について、原案のとおり決すること賛成の方は挙手願います。

（多数 挙手）

○議長（篠塚信太郎君） 挙手多数であります。

よって、発議第 2 号は、原案のとおり可決されました。

《日程第 31、閉会中の継続調査について》

○議長（篠塚信太郎君） 日程第 31、閉会中の継続調査についてを議題とします。

議会運営委員会、総務文教常任委員会、産業建設常任委員会、福祉厚生常任委員会及び議会広報常任委員会の各委員長から所管事務のうち、会議規則第 75 条の規定により、お手元に配付のとおり、閉会中の継続調査の申し出があります。

お諮りします。

各委員長からの申し出のとおり、閉会中の継続調査とすることにご異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（篠塚信太郎君） ご異議なしと認めます。

よって、各委員長からの申し出のとおり、閉会中の継続調査とすることに決しました。

以上で、本日の議事日程並びに本定例会に付議された事件は全て議了いたしました。

よって、本日の会議を閉じ、平成 30 年第 3 回京丹波町議会定例会は、これをもって閉会します。

議員の皆様にはお疲れのところ、大変ご苦労さまですが、この場において引き続き全員協議会を開催します。よろしく願いをします。

大変ご苦労さまでございました。

閉会 午後 3 時 06 分

地方自治法第123条第2項の規定により、署名する。

京丹波町議会 議長 篠塚 信太郎

〃 署名議員 北尾 潤

〃 署名議員 梅原 好範